

厚 生 委 員 会

令和 3 年 3 月 1 0 日 (水)

厚生委員会

日 時 令和3年3月10日（水）午前10時00分開会—午後4時45分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷崎、道工、坂原、竹原、奥野

欠席委員 反保

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部理事兼住民課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

辻里しあわせ創造部副理事兼生活環境課長

松下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長

松本しあわせ創造部副理事

堀口保険年金課長

南福祉課長

川井福祉課長兼保健センター所長

山本こぐま園長兼子育て支援センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は7名です。反保委員については欠席届が提出されております。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

3月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件10件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第2号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南課長。

南福祉課長 「令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）」についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をご覧ください。

16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、1,067万6,000円の増額補正でございます。

内容としましては、給付費の増加に伴い、障がい者自立支援給付費負担金を増額するもので、歳出の障害福祉サービス費に充当いたします。補助率は2分の1です。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、児童福祉費負担金としまして118万5,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては歳出でご説明させていただきますが、障がい児入所給付費等国庫負担金として障がい児通所支援費に充当するものです。

なお、補助率は2分の1です。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 次に、2国庫補助金、社会福祉費補助金といたしまして43万4,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、歳出でご説明いたしますが、障がい者総合支援事業費補助金として障がい者福祉費に充当いたします。補助率は2分の1です。

次に、17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして533万8,000円の増額補正でございます。

内容としましては、給付費の増加に伴い、障がい者自立支援給付費負担金を増額するもので、歳出の障害福祉サービス費に充当いたします。補助率は4分の1でございます。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、児童福祉費負担金として59万2,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては歳出でご説明させていただきますが、障がい児入所給付費等府費負担金として障がい児通所支援費に充当するものです。

なお、補助率は4分の1です。

以上、当委員会付託分歳入計といたしまして1,822万5,000円の増額補正をするものです。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 次に、歳出についてご説明いたします。委員会資料の2ページをご覧ください。

3民生費、1社会福祉費、障害福祉サービス費といたしまして、2,135万3,000円の増額補正でございます。

内容としましては、障害福祉サービスの各種給付費について予算不足が生じることから増減を行うもので、内訳として、障がい者共同生活援助給付費883万

4, 000円の増額、障がい者就労移行支援給付費316万5, 000円の増額、障がい者自立生活訓練給付費188万6, 000円の増額、障がい者就労継続支援A型給付費137万4, 000円の増額、障がい者就労継続支援B型給付費969万4, 000円の増額、障がい者施設入所支援給付費70万円の減額、障がい者宿泊型自立訓練給付費170万円の減額、障がい者生活介護給付費120万円の減額でございます。

歳入の障がい者自立支援給付費負担金、国1, 067万6, 000円、府533万8, 000円を充当いたします。

続きまして、障がい者福祉費といたしまして、86万9, 000円の増額補正でございます。

内容としましては、障がい者総合支援法及び児童福祉法の改正により障害福祉サービス等の支給決定や審査支払を行う障害福祉システムの改修を行うための改修委託料でございます。歳入の障がい者総合支援事業費補助金を充当いたします。

次に、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金といたしまして149万円の増額補正でございます。

内容としましては介護給付費の増加により必要となる保険給付費のうち、町負担分を介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、2児童福祉費、障がい児通所支援費として237万1, 000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、障がい児通所支援給付費のうち、放課後等デイサービスの利用が増加しており、予算が不足すると見込まれるため増額するものです。

なお、財源につきましては障がい児入所給付費等負担金、国118万5, 000円、府59万2, 000円を充当します。

以上、当委員会付託分歳出計といたしまして2, 608万3, 000円を増額補正するものです。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 続きまして、繰越明許費補正についてご説明いたします。

戸籍電算化事業としまして642万4, 000円を繰り越すものです。

内容としましては、法改正に伴うシステム改修におきまして、国の仕様書の確

定の遅れによりシステム業者のソフトウェアの開発が遅れ、年度内にシステム改修の完了が見込めないことから、令和3年度に繰り越すものです。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 今回の補正予算の要因の一つに、障がい者福祉サービスの利用の増、利用が増えたということで増額が必要になったということがあるようですけれども、その増加、利用の回数だったり利用者が増えたんだったり、いろんな理由があるんだと思うんですが、一定の傾向があるようであればお聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 ご質問にお答えいたします。

今回の障害福祉サービス費の増額補正の主な理由といたしましては、副委員長おっしゃるとおり利用者が増えたとか、利用回数が増えたというものが主な原因となっております。

こちら令和2年度の当初予算の編成時の見込みよりも増えたということでご理解いただきたいと思います。

実際は大きなところとしましては、障がい者共同生活援助給付費、グループホームにかかるところでございますが、そちらのほうが、当初予算での想定人数よりも約5名ほど増えたというふうな実績が上がっております。

上がった原因というのは、今現在調べておるところでございます。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 放課後デイサービスについての増加要因でございますが、まず対象者が令和2年4月1日現在で23名、令和3年2月1日時点で26名の3名の登録者数の増加、それと放課後デイの各個人の上半期4月から9月分と下半期10月から、今判明しています1月分までの利用状況について確認しましたところ、全体で32件中、下半期に一月当たりの給付平均額が増加した件数が15件、すみません、人数が15名、上半期の一月当たりの給付平均額が多い人数が8名と。

下半期から利用された方が7人、上半期のみ利用された方が2名というふうに、下半期の給付額が上半期より増えている、人数がほぼ倍ということで、また令和

元年度、放課後デイの実績件数は336件に対し、令和2年度実績見込件数は384件と件数も増えていると。

このようなことから全体の一人当たりの増加が増えてるということで考えております。

特に、放課後デイの給付額の大きい月は令和3年1月受付分でございます、それが一番高い額にはなっているんですけど、コロナウイルスの感染の増加と直接結びつくようなほどの額の増加でもありませんので、特にコロナウイルス感染症が増加したことによる増加とも考えておりません。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑ございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第2号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第3号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)についてご説明させていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療被保険者に対する保険料還付返還金について補正をお願いするものです。

では、資料の3ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、5繰越金、1繰越金、繰越金としまして33万1,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、本補正予算の調整財源として増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

3諸支出金、1償還金及び還付加算金、保険料還付金といたしまして33万1,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療被保険者に対する保険料還付金について、当初見込みを上回る返還額が必要となったため増額するものでございます。

以上、当委員会付託分として歳入歳出それぞれ33万1,000円の増額補正でございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 参考までに、保険料を還付することになった事情といたしますか、教えてください。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 坂原委員の質問にお答えさせていただきます。

増額の理由といたしましては、ほとんどが死亡による還付金の発生による返還金となっております。

松尾委員長 そのほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号は、本委員会において可決されました。

議案第4号「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

南課長。

南福祉課長 委員会資料の4ページをご覧ください。

令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、介護給付費の増加に伴い必要となる保険給付費について計上するものでございます。

また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し計上しているものでございます。

歳入についてご説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料といたしまして242万1,000円の増額、現年度分普通徴収保険料といたしまして26万9,000円の増額補正でございます。

次に、4 国庫支出金、1 国庫負担金、現年度分といたしまして238万4,000円の増額補正でございます。

次に、2 国庫補助金、現年度分調整交付金といたしまして64万8,000円の増額補正でございます。

次に、5 支払基金交付金、1 支払基金交付金、現年度分といたしまして321万8,000円の増額補正でございます。

次に、6 府支出金、1 府負担金、現年度分といたしまして149万円の増額補正でございます。

次に、10 繰入金、1 一般会計繰入金、現年度分といたしまして149万円の増額補正でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の5ページをご覧ください。

2 保険給付費、1 介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費といたしまして693万円の増額補正でございます。

内容としましては、地域密着型介護サービス給付費の増加によるものでございます。

次に、4 高額介護サービス等費、高額介護サービス費といたしまして、300万円の増額補正でございます。内容としましては、高額介護サービス費の増加によるものでございます。

次に、5 特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費といたしまして199万円の増額補正でございます。内容としましては、特定入所者介護サービス費の増加によるものでございます。

以上、当委員会付託分計といたしまして、歳入歳出ともに1,192万円の増額補正でございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は、本委員会において可決されました。

議案第6号「令和3年度岬町一般会計予算について」本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略した

いと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議をしたいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の6ページから10ページをご覧ください。質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 3点をお聞きしたいと思います。

委員会資料6ページの項1負担金、節2社会福祉費負担金で、その下側で、老人福祉施設入所者本人負担金、これに関する施設が何か所であるのか、その対象となる方の人数、お一人当たりの負担金がどれぐらいになるのかお教えいただきたいと思います。

それと2点目、7ページの目5、総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金として、個人番号カード交付金事業費補助金が560万何がしと、その下、同じカード交付事務費補助金860万円、合わせて1,220万円ぐらいになるんですけれども、この発行枚数の見込みというか、予定している枚数をお教えいただきたいと思います。

それと、直近で分かっていたら、今までどれぐらいのデータになっているのかお教えいただきたいと思います。

3点目、一番最後、10ページのコミュニティバス整備事業費で2,130万円あげていただいております。先日、この4月から運行されるすごくきれいなバスも見せていただきました。

あれと同じようなものが2台目発注されるということだと思いますけれども、出来上がってくるまでかなり時間がかかるとは思いますが、どれぐらいの、これは2台目の運行予定なのか、お教えいただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 奥野委員の1点目のご質問にお答えさせていただきます。

老人福祉施設入所者本人負担金のところでございますが、こちらの本人負担金の充当先につきましては、施設は1か所になります。予算書で言いますと、ページはちょっと分からないですけども、老人ホーム入所措置費というのがございまして、そちらのほうになります。令和3年度予算では309万円の当初予算の計

上となっているものでございます。

こちらにつきましては、老人福祉法に基づく措置としまして、入所していただいている部分になりまして、現在、入所者は1名でございます。

1名の方でございますので、1名の方の12か月分の負担金を歳入のほうで計上させていただいています。額にしますと、月額4万1,800円となります。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

まず、個人番号カード交付事業費補助金につきましては、金額的には令和2年度の当初予算の編成時に比べてかなり金額的には減少しております。

まず、その理由はこの個人番号カードの事業費補助金は、市区町村が地方公共団体情報システム機構J-LISに委託したマイナンバーカードの事務等に要する費用をJ-LISに対して交付する交付金に対して国から補助されるものでございます。

令和3年度から国はカード管理システムに係る経費については国の業務をシステム一括して統括管理するデジタル庁に予算計上されて、デジタル庁から直接J-LISに支払う仕組みに変わります。

これに併せて、システム経費以外の経費に要する費用についても総務省からJ-LISに直接補助することになりますが、そうなれば、今回この補助金というのはなくなるんですが、令和2年度の予算の未執行額の繰越しがされますので、その費用を令和3年度当初予算、市区町村で予算化する必要があるということでこの金額が繰越し分だけ案分されて各市町村に交付されますので、その額を予算計上させていただいております。

次に、個人番号カード交付費補助金につきましては、この費用は市町村で事務を行うに当たりまして、会計年度任用職員等の人件費に充てられるものでございますので、その費用を国から示される上限額をここに計上させていただいております。

交付予定数なんですけれども、国の計画では令和3年度末では交付率78.7%、大体約75%程度の計画を想定しているというところなんですけれども、実際は30%を下回っている状態でございます。

国の予算はもちろん交付枚数に応じてこれから補正等予算計上されて最終J-

L I Sに対して交付される予定ですが、現在の直近の2月28日現在の交付率の予定数では、岬町では4,952枚、率にして31.7%。

国では、26.2%という状態でございます。

ですから、実績に応じてまた枚数が変わっていくということで、あくまで目標は計画に基づいて予算化されます。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 3点目のコミュニティバスですが、今年度納車しましたポンチョを購入する予定でございます。

スケジュールにつきましては、今年度につきましては、3月3日に納車したのですが、来年度につきましても2月、3月が納車日になると思います。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 2点目のマイナンバーカードの件でもう一度。

この費用でどのぐらいの発行枚数になるかというのは分かりますか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 国の予算で、人口で案分されますので、想定枚数については今分からない状態です。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 3点目のコミュニティバスで答弁いただきましたが、来年の2月、3月と言ったんですかね。まるまる1年はかかるということですか。

今回、見せていただいたのもそれぐらいの納期でしたかね。

大変、色もよくて遠くからでも分かっていいのじゃないかと思しますので、またよろしく願いしておきます。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 資料の6ページですが、款15の使用料及び手数料、節2の児童福祉使用料ですけど、この中で保育所、保育料として計上されております。

保育所の保育料は、3歳児からたしか無料だと思うんですけど、ここに上がっているということは、ゼロ歳から2歳までの分かなと思うんですけど、額が大きいので、対象人数何人ぐらいかなと思うのですが、分かれば教えてもらえますか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

ここに挙げられていますのは、ゼロ歳から2歳の第1子の課税世帯の方の保育料ということになります。

令和3年2月25日現在の課税されている対象者でございますが、27名ということで確認しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 確認なんですけど、課税世帯ということですね。

それと、岬町独自の施策で第2子も無料となっていると思うんですけど、ということは、これは課税所帯で第1子の分ということになるんですかね、確認です。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 ご質問にお答えさせていただきます。

ゼロ歳から2歳の第1子の課税世帯ということでございます。委員の言われたとおりでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その件は了解です。

もう二、三件お聞きしたいんですけど、今、奥野委員からも質問ありましたマイナンバーカードの件なんですけど、交付に関する事務費の補助金ということで会計年度任用職員の人件費に相当する話がございました。

今、オークワなどでもやってますよね。オークワの中で、マイナンバーカード発行して、あれはいつまでやるのか、これが入っているのか教えてもらえますか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 オークワでやられているのは、マイナンバーカード作成してからマイナポイントという事業を、ひも付け等の手続をするために、総務課担当で事務を行っています。

期限はたしか3月5日まででした。3月5日で終了してるということで、役場の1階の窓口で対応しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。あと何点か、お願いします。

委員会資料8ページ、目3の衛生費府補助金ですが、ここに自然海浜保全地区清掃費等補助金として上がってますけど、これはどこの部分のどういう内容にな

るのかお答えお願いできますか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 ここていう自然海浜といいますのは、岬中学校裏の海岸線ございますけども、海岸線途中のトイレを置いてますが、そこから水族館、今はもう水族館はありませんけども、みさき公園側の、エリアが自然海浜となっていて、そこにかかる清掃委託とかトイレ掃除委託、ボランティアで清掃も行ってありますので、備品の購入とか、そういったものの事業の補助ということで大阪府の補助事業なっております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。

あと、もう2点続けてお聞きします。

9ページの一番上のところ、ここに地域自殺対策強化交付金があるんです。この自殺対策、どういう対策をしているのか、今までの実績をお聞きしたいと思います。

また、今年も同じことをするのか、何か違うことをするのかお聞きしたいと思います。

松尾委員長 川井保健センター所長。

川井保健センター所長 地域自殺対策交付金ですが、自殺対策強化のために現在行っておりますのは、こころの体温計というメンタルチェックのシステムをインターネット上に開設して、ホームページからアクセスしていただきまして、住民の方にご自身のストレス状態等をチェックしていただくことと、あとは相談先等の情報提供を行っております。

次年度につきましては、岬町の自殺対策防止計画に基づきまして、こころの体温計の事業と併せまして自殺予防対策用に講演会を予定しております。

また、ゲートキーパー研修といたしまして、地域の皆様とともに自殺の予防のために困ってる方に気付くというようなコミュニケーションを取るような講習会を保健センターで行おうと思っております、そのための事業費を上げております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 ちなみに、こころの体温計で何を見ているかとか、そんなのは分かりますか。

松尾委員長 川井保健センター所長。

川井保健センター所長 委員のご質問にお答えします。

毎月のアクセス数等の報告があるんですが、申し訳ありません、今、手元に資料持ってきておりませんので、令和2年度分かっている実績、後ほどであれば資料としてお出ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その件は、それでお願いします。

最後の質問ですけど、9ページの目3の衛生費の委託金ですね、ここに行旅死亡人取扱い交付金とあるんですが、この額が上がってるんですけど、今年度、令和2年度の実績とといいますか、毎年そんなにならないように思いますが、今回、金額が上がっているのが増えてきているのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 坂原委員のご質問にお答えします。

今年度の実績につきましては、ただいま5件出ております。

予算に計上している件数につきましては2件見込んでおります。

松尾委員長 よろしいですか。

竹原委員。

竹原委員 私から2点、お願いします。

6ページ真ん中に使用料の都市計画使用料、コミュニティバス運賃ということで866万円上がっておりますが、令和2年度と見比べると少し減額されてるのかな。決算等も見ながら算出されたのかなと思いますが、算出の計算式というんですか、どのようになっていたのかというのをお聞きします。まず1点、お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 竹原委員のご質問にお答えします。

令和2年4月から10月の実績を基に算出しております。

運賃収入としまして47万9,000円を12か月分見込んで575万6,000円。回数券販売収入としまして基本路線と支線で平均24万2,000円になりますので、その12か月分290万4,000円、これを合計しますと864万円として算出しております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 そうしたら、恐らくこの令和2年の実績というときは、緊急事態宣言が発令されて、あまり外に出てなかったときなんではないかと思われまして、計画的には低めに出ている、実際はもう少し増えるのではないかと思うんですけど、そういう認識でいいでしょうかね。

お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 委員おっしゃるとおり、実際ではもう少し上がってくるとは思っております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 結構です。

そしたら次の質問に移ります。

そこから数段下になります、手数料、清掃手数料。ごみ処分手数料ということで771万4,000円上がっております。

持込みごみ等を受け付けていただいて、最後にお支払いして帰るところの費用だと思われまして、土曜日に美化センターにごみを持ち込むととっても並んでいるときあるんですよ。

何とかならないのかなって思うのと同時に、何とかならないかっていう声もお聞きしております。

持込みごみのこの手数料取ってる分、手数料取ってもらっても何とかごみほかしたい住民がかなり多くいてますので、その辺、令和3年度何とか考えてもらうことはできないのかなというのをざっくりしてありますが、質問させてもらおうと思います。お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 委員おっしゃるとおり、土曜日の大型の粗大ごみの持ち込みにつきましては、件数が多いということで並んで混み合っているということはお聞きしております。土曜日以外の日を検討したいと思います。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 検討していただいて、美化センターの上っていく坂道がずっと渋滞しててびっ

くりするような状態というのを何回か経験したんですよ。

この大型ごみの持込みというのは、以前、10年近く前にも議論したと思うんですが、難しいところをやってもらっていると思いますので、そこを、現場の職員も昼ご飯食べられないくらい頑張っているともお聞きしているので、働き方改革の面からも前向きに検討していただければと思いますので、これは要望とさせていただきます。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料の6ページ、款15使用料及び手数料の項1使用料の目3衛生使用料、節1保健衛生使用料の墓地使用料についてお尋ねしたいと思います。

来年度の予算の額が例年と比べたら大きく予算取りされているように思うんですけれど、その理由についてお聞きしたいと思います。

それから、委員会資料8ページの一番真ん中辺りの節2老人福祉費補助金の老人医療費助成事業費補助金について確認をさせていただきます。

来年度の予算、歳入として予定しておられるのが189万9,000円ということですが、1年前の審査のときには386万4,000円ということで、ぐっと低くなる、大阪府から入ってくるお金が少なくなるということになるわけですが、これは老人医療助成制度の改定の影響と考えておけばいいのかお尋ねをいたします。

それから、次の9ページの一番上の新子育て支援交付金（妊婦歯科検診等）というのと、その2つ下の子ども子育て支援交付金（乳児家庭訪問等）とありますけれども、この二つが少し、ごく僅かではありますが増額の傾向にあるようなんですけれど、これは、例えば妊婦さんであるとか、出生時といいますか、赤ちゃんが増える傾向があると考えていいのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 1点目のご質問にお答えします。

墓地使用料につきましては、2年度は1件分だけ計上しておりました。3年度につきましては、13区画分の空き区画がございますので、公募を行っていこうと13区画分を計上しております。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 副委員長の質問に答えさせていただきます。

老人医療費助成補助金の金額が昨年より減っている要因につきましては、制度改正によるものでございます。

松尾委員長 川井保健センター所長。

川井保健センター所長 まず、新子育て支援交付金の増額ですが、こちら事業の中に、保健センターが発達相談を受ける心理士の先生とともに町内の保育所、あと幼稚園等巡回させていただいてます、巡回相談というものがあるんですが、やはり、各園所からの相談件数、相談する子どもさんの数が増えてきておりまして、その中で相談員の先生の執務回数を増やしていただいていることで6万円ほど増額しております。

申し訳ないです。子育て支援交付金の方の中身、もう少し確認をしたいので、後でもよろしいですか。

ありがとうございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目にお答えいただいた墓地使用料は、深日の墓地で募集できる分が増えたということでよかったでしょうか、念のため確認させてください。

それから、引き続きお尋ねします。

委員会資料9ページの一番下の雑入のところで、防犯カメラデータ情報提供料とありまして4万3,000円という予算が計上されております。

これは、回数でいうと3回分を予定されているということでもいいのか、確認をさせていただきます。

それから、最後の10ページなんですけど、上から2行目の生活支援ハウスの利用料が、来年度、引き下がるというか、減少する傾向にあるようで、この要因が何かということについてお聞きしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 中原副委員長のご質問にお答えします。

深日墓地につきましては、深日墓地の階段上がったところに空き区画4区画、階段の下段に2区画、淡輪墓地で7区画、合計13区画を予定しております。

もう1点目の防犯カメラの回数につきましては、中原委員おっしゃるとおり3

回分を見ております。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

生活支援ハウスの利用料のほうが前年度と比べて減少してるということでございますが、要因としましては、利用者の人数が減ったということが主な要因でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 生活支援ハウスの利用料収入の減少については、利用人数が減っているということを説明いただきました。

今、そうしたら空き室があるということではないのでしょうか。

どれぐらい空き室があるのか、結構、一時なかなか空いてたと思ったら詰まっちゃったみたいな状態が結構続いていた状況があったように記憶しているんですけど、最近の利用状況というか、空き室の状況をお聞きしたいと思います。

併せて、たしか1室は緊急の場合、措置入所的な対応も含めて確保していたかと思うのですが、それも従前と変わらない運用がなされているか、その点についてもこの機会に確認させていただきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 現在の入所者の人数でございますが、今現在、入所者は16名いらっしゃるかと把握しております。

定員のほうは19名でございますので、その差、3室が開いているというように考えていただいたら結構でございます。

あと、副委員長おっしゃいました緊急時の指定用ということで1室確保しているという、それは変わりございませんで、現在もそのように運用しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。

最後のコミュニティバスの整備事業債に関わってお尋ねをいたします。

さっき、納車の時期の話が出ておりましたので、参考までにお尋ねするものですが、先だって3月3日に新しいバスが納車されたということで、そのときに議員対象のお披露目会といったようなことがあったのでしょうか。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 3月3日に新しいポンチョの納車日ということで、議員にアナウンスさせていただいただけで、特に議員へのお披露目という形ではなくて、納車日に役場敷地内に来るということを、ご案内をさせていただいたということで、特にお披露目会はさせていただいたのではございません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、答弁の中でアナウンスをさせてもらったとおっしゃいましたか。

私もアナウンス聞いたのかしら。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 議会1日目に各議員に、チェックしながらではなく、個別にお話しさせてもらったので、もし漏れていましたら、申し訳ございません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 記憶にございません。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 この件については、松井部長から説明のあったとおり、新しくバスが入るので、関係者に見てほしいということもあり、私のほうから、議会にも案内して見てもらえればと指示をしたところであります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 町長がそうおっしゃられたことであるならば、私だけが抜けてたのかしら。

私も記憶にないだけで、もしかして聞いたのかしら。

でも、多分、この記憶のなさは私、聞いてないのだと思うわ。10時半なんていう時間聞いたら覚えてると思うんで。

だから、そういうときは、ぜひ今後、書面で案内していただくとか、漏れないようにしていただいて、ぜひ私も見たかったなと思って。

今回の導入はすごく前向きなものだと思っていますから、前から言ってますけど、低床で非常に乗り降りしやすい、買物の荷物持っても乗り降りしやすいし、すごくいいものを、高い金額ではありますけれど思い切って予算化されて導入ということでおめでたいことなので見たなかったなと思って。

車のことを聞くのは、委員でもおられますけど、竹原議員がフェイスブックのブログで写真付きで載せてあって、あら、こんなのなんだ、いいな。

よく読んだら、議員対象のお披露目会って書いてあったもので、えっと思って、

私、よく紙をなくすので、お披露目会の案内もらったのに私が紙なくしたのかと思ったんです。

それで、ちょうど議会があるからそこで聞こうと思って、タイミング的によかったので聞かせていただいただけなんです。

また、ぜひこういう機会があったら、私にもぜひお誘いいただければ嬉しいなと思います、お願いだけさせていただきましたので。

分かりました、事情は分かりましたので、ありがとうございました。

松尾委員長 川井保健センター所長。

川井保健センター所長 副委員長、先ほどお尋ねになりました1点で、子ども子育て支援交付金の増額の部分なんです、この事業、利用者支援事業といたしまして、保健センターにおきまして母子等の相談に当たるときの人件費相当分が補助されてます。

今回、その金額で、そこに充当する職員を変えましたので人件費の額が少し変わりました。その上での差額になっております。

ご質問にありましたとおり、例えば子どもの出生数が増えたのかとか、そういうことが増加要因かということのご質問でしたが、出産数が増えたであるとか、そういったことの増加要因ではありませんのでよろしくお願ひします。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。

松尾委員長 そのほかの委員の皆さん質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、総務費に入ります。

予算書64ページ、65ページの目6交通安全対策事業費、74ページから77ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。質疑ございませんか。

はい、坂原委員。

坂原委員 ちょっと二、三点お聞きします。75ページです。節10の需用費、消耗品費

で上がっておりますが、これの内容をお聞きしたい。

それから、節12の委託料、この中で住民情報システム改修委託料とあります。この改修の内容と、この2点をまずお聞きしたいと思います。お願いします。

今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

まず消耗品費ですが、その消耗品費につきましては、戸籍の事務、戸籍のプリンタートナーやマイナンバー関係の事務費に伴う消耗品です。

主に昨年より減少している理由につきましては、パスポート交付事業用で収入印紙の購入費用が、このコロナの影響でかなりパスポートをつくられる方が減少しておりますので、それを見込んだ分が減少している状況です。

あと、委託料につきましては、住民情報システム改修委託料ということで、これは、令和2年度の補正予算で、国外転出者に対して戸籍の附票が活用されて、マイナンバーカードの本人確認ができるということで、その戸籍システムから住民票コードの照会、除票システムへの住民票コードの送信など、住民情報システムに追加するシステムの改修が、令和2年度の6月の補正で157万3,000円の予算を組んでおります。これに伴う初期突合支援作業が令和3年度発生しますので、その作業の委託料がこの49万5,000円となります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 そのシステムの改修の意味が、よく分からなかったんですけども、これ別に住民に特に関係ないということですか。こちら側で対応するというか、システムの中身を変えるだけで、住民にとって関係ないということですかね。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 はい、法改正に伴うシステム改修でございますので、これが業者委託して住民に直接関係は発生しませんが、国外転出者にマイナンバーカードの利用ができるようにするための改修費用となります。

松尾委員長 よろしいですか。

奥野委員。

奥野委員 予算書75ページの報酬のところ、会計年度任用職員報酬6人と、予算が上がっておりますが、この4月からみさき公園駅前に、あれ何て言うのかな、発行コーナーができましたよね。そこには、職員さん何人か当然、週火木土でしたか、

開設をされると聞いておりますが、何人ぐらいの職員を貼り付けるのか、ここの任用職員さんは何人ぐらい行かれるのかなというような感じに思っているのですが、その辺りいかがですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員、この6名の内訳なんですけれども、住民課窓口が2名、マイナンバーの窓口が3名、残り1名が今おっしゃるような住民票と印鑑登録の証明書の発行コーナー1名という配置になっております。去年は、会計年度任用職員は4名でしたけれども、パスポートのところで2名の配置でございました。あと、そのもう1人、再任用職員を、令和2年度に配置しておりましたが、その再任用職員が任期満了による退職となりますので、会計年度任用職員を1名追加したところでございます。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 今、みさき公園の発行コーナーには任用職員1名ということですが、もうその方だけが就かれるということですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 現在のところ、その会計年度任用職員1名と再任用職員、またはほかの職員1人の2名配置という予定でございます。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 それともう1点。前にも聞いたと思うのですが、その開設の時間、もう一度時間をお教えいただけますか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 開設時間につきましては、9時半から15時半、3時半までという予定でございます。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 火木ということであれですが、土曜日はお休みの方が助かるかと思うのですが、当面この3日で進めて、日曜日のような段取りはまたのところ、これから考えるというところがございますか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

当面、火木土という形で、日曜日につきましては、やはりシステムのサポート体制が現在できない状態でございます。それで、土曜日の開設につきましても、その辺のサポートがございませんので、もし不具合等があれば、翌週の月曜日、休み明け対応となりますので、日曜日につきましては、サポート体制の様子を見ながら、検討していきたいと考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 サポート体制がまだ不確定なような感じなんですけれども、こちら5時半に閉まったら、もう少し向こうが遅くまでやっているような、何か前、説明を受けたような気がするのですが、その辺はないですね。15時30分ということですね。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 当初から9時半から15時30分と説明させていただいております。

松尾委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

竹原委員。

竹原委員 先ほどの奥野委員の関連の質問でございまして、みさき公園駅前に便利な証明書の交付コーナーということをご予定されておりますが、自分がよく買物に行く和歌山市のところにイズミヤがあるんですけれども、そこにはね、和歌山市役所の住民票・印鑑証明書自動交付コーナーというのがありまして、これはもう無人ですわ。無人でカードを入れると住民票なり印鑑登録証明書が自動的に交付されるということで、ご利用時間が月曜から金曜が10時から19時、そして、土日が9時半から17時、祝日に当たっては祝日も一緒ですね、9時半から17時。ただし、12月31日から1月3日まではご利用できませんと書かれています。やり方によってはね、そういう対応もできるのではないのかなと思うんですよね。こういう自動的な話でしたら、ある程度の人数を利用するという、そういう機械を入れているのだと思うんですが、できたらこの利用時間というのは、やっぱり土日もそうですし、時間を遅らせる、5時だったら5時と、平日だったらもう7時というように何とかせんとですね、せっかくいいものをつくっても取りに来られる方の利用数というのが上がらないのではないかと、このように思いますので、その辺の検討というのがね、この間の前回の話では検討してみようかという話の中で、何も進んでないなと思うのですが、その点、どんな話をしたのかなととて

も疑問に思っております、そこをどのような気持ちでおられるのか、一回お聞きさせていただきたいです。お願いします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 和歌山市の機械を置かれている件ですけれども、当初、導入を検討したのですけれども、メーカーのほうではコンビニ交付等に移行しております、その各市町村単独で機械を設置して、そういう住民票とか印鑑証明を発行するものについては、メーカー自身が対応していないと、それでコンビニ交付に移行しているという現状でございます。ですから今後、コンビニ交付を検討していく中で、その機械、マルチコピー機を各施設に置いていくというのも一つの検討材料と考えております。

あと、時間の延長、曜日の検討については、月曜日等は本庁で窓口がかなり混雑しますので、取りあえず当初説明させていただきましたように、みさき公園の駅前で、試験的に平日は火曜日、木曜日を開設して平日の状況を見ながら、あとは休日の状況は土曜日の開設した状況の中で、曜日をこれから増やしていくのか、時間を延長していくのかというのをその実績を見ながら検討させていただきたいと考えております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 実績を見ながらといいますかね、実績を見るならば、あえて、取りあえず、最初の間は毎日でも開けて、時間も遅くまで開けた上で実績を見て、そして利用者が少なければ、少ないところの時間帯を開けないというように実績を見たらいいのではないかとというのが普通の考えですよ。それが、利用しにくい時間帯だけを開けておいて、利用実績を見るというのは反対ではないかと、考え方が逆ではないかと思われるんですよね。だからその点も含めて、今後しっかりと検討していただきたい。これは、前のときにも言ったと思うんですけれど、それは何とかね、せっかく開けるんですからね。住民も期待しておりますので、ぜひ、前向きにさせていただきたいなど、このように思います。お願いします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 それについては、実績を見ながら検討していきたいと思っております。

あと、日曜日の開設につきましては、先ほど申しあげましたように、システムのサポート体制の問題がございます。ちょっとその辺が、非常に対応が困難と考

えております。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 予算書の今、話題になっていた証明書の交付コーナーのことで、私も兼ねてからその時間帯だとか、曜日は幅広くということは求めてきたところなんですけど、さっきの話を聞いていて、システムのサポートが受けられないというのが一つのネックになるように聞いてたんですけどね、そのシステムのサポートができないというのは、土曜日も日曜日も同じ条件なのか、日曜日はさらに何か別の要素があるのか、そこをお聞きしたいなと思います。

それから、同じ戸籍住民基本台帳費の中の節11の役務費の通信運搬費についてお尋ねしたいんですけど、これは予算額が少し増やしてあるようなんですけどもね、これは、何のお金かなということなんですけど、恐らくマイナンバーカードの申請の後、郵送でご本人が受け取れるという、そこに関わるお金のかなと思って見てたんですが、そうだとしたら、これは国から郵送料等についてもきちっと措置されるものなのかなと思ひまして、お尋ねするものです。お願いいたします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 お答えいたします。

土日のサポート体制については、土曜日、日曜日、同じ条件でございます。やはり、システムのバージョンアップ等につきましては、現在のところはできるだけ業者が日曜日にバージョンアップできるのであれば、日曜日に限定してやりたいと、土曜日こちらのほうに影響ないようにということは言われているんですけど、大規模的な改修になれば、この5月ですか、予定しておるように金曜日の夕刻から日曜日の終日にかけて、その3日間のバージョンアップ作業が必要になりますので、臨時休業する必要が出てくるというところでございます。

それから、役務費についてですけれども、委員おっしゃるマイナンバーの郵送料については、昨年も予算計上させていただいております、ほとんど変わらぬ金額を計上しております。これにつきましては、おっしゃるように補助対象という形になります。あと、増えている要因が一つ、住民票と印鑑証明の発行コーナ

一、そちらのほうでそのシステムを利用するための回線使用料、電話回線使用料等が今回増額の要因となっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先にお答えをいただいた、土日のシステムサポートの状況なんですけれど、説明の中でおっしゃった、大規模なとかね、バージョンアップを行うような作業が入るということは、そんなに何ていうか頻回ではないと思うんですね。それで、私はどうしても日曜日開けろとかいうことを主張するわけではないんですけども、一般の働いておられる方の状況を考えると、土曜日はお仕事をされているけれど、日曜日はお休みという方のほうがまだ多いかなと。土日休みの方ももちろん増えてきているわけですけど、どちらか週末、どちらがお休みの方が多いかという、恐らく日曜日がお休みの方のほうが多いだろうと思って、そうすると、土曜日か日曜日どちらかを選ばなければならないとなると、日曜日を開けるほうがいいのじゃないかなと考えたというだけのことなんです。実際、まだ始まっていないことでもありますけれど、利用状況を見ながら変更する、拡充するというときには、前向きに時間帯を増やすことだとか、曜日もよくご検討いただきたいなと思います。

なかなかここは難しいところでね、利便性を高くということである、それはもう毎日で長時間開けておくのが一番いいんですけど、そこにはコストもかかってくるので、そこは見極めながら進めていかなければならないという難しい状況の中で、週に3日というところをお選びになっていると思いますから、開設した後に利用状況を見て、日程についてはお考えいただければいいのじゃないかなと思いますけれど、まずは、順調なスタートが切れるように、着実な準備を進めていただきたいと思います。

それから、総務費の中で交通安全対策事業費に関わってお尋ねをいたします。予算書の65ページの防犯カメラデータの情報提供手数料に関わって、これはあれか、ちょっと違う委員会に関係することかもしれないけど、設置の予定台数をお聞きしたいなと思って。駅の設置数は7か所だったかなと思うんですけども、予算の計上の状況を見ると、これは違うところに載っているのかな。総務文教委員会の範囲かな、分かりました。じゃあ、委員会を傍聴するのと、また個人的に調べておきます。分かりました。じゃあ、質問は結構です。

もう一つありました。予算書の77ページ。節13使用料及び賃借料の中で、1つ目に個人番号カード交付申請用タブレット端末リース料というのがありますよね。それで、その次に個人情報システム端末リース料というのがありますよね。1つ目のほうは、交付に必要なタブレット端末だというのが分かるんですけど、2つ目が、2つ目の端末というのはどういったものなのか、なぜ必要なのか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 ご質問にお答えいたします。

まず、個人番号カード交付申請用タブレット端末リース料、これは、マイナンバーカードを窓口で昨年10月から使用しているタブレットの端末のリース料でございます。

それから、次に住民情報システムの端末リース料、これは、みさき公園の駅前の発行コーナーで端末2台、あと、指紋認証とか附属機器ございますけれども、それをトータルでリースするための費用でございます。

松尾委員長 はい、よろしいですか。ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

すみません、先ほどね、皆さんの興味がありました、みさき公園の住民コーナーですけれども、単純にこれ、月水金が空いてると思うんですけど、空きというか、開いてないという状況ですけれど、そのときにバージョンアップというのはできないのかなと素朴に思ったんですけど。

今坂しあわせ創造部理事 本町では単独サーバーではなくて、現状、このシステムのサーバーはクラウドで契約しているということを聞いております。他市町村の状況もございますので、基本的にはバージョンアップというのはお休みの土曜日、日曜日に作業されるということになっているようです。

松尾委員長 ありがとうございます。そしたらすみません。引き続いて進めます。

これで、質疑なしと認めます。

これで、総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。予算書の82ページから107ページをご覧ください。ただし、92ページから95ページの目9文化センター費は、ほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

道工委員。

道工委員 すみません、昨年も聞かせていただいたのですけれども、83ページの報酬のところですね、障害支援区分認定審査会の委員報酬ありますね。これも、平成31年までは30人おったんですが、令和2年から20人になったと聞いているんですが、その当時より、この令和2年の20人の予算から見ると、またかなり上がっております。その辺の上がった要因と、同じように障害者施設推進協議会委員報酬これが14人になっているんですけれども、これは平成31年は9万2,000円の同額だったんですが、令和2年では36万6,000円という措置されていましたが、この辺、回数が両方ともに、この委員会の開催審査会の開いている、協議会とか開いている回数が多くなっているのかどうか、その辺の確認をさせてください。

あと、1点ありますけれども先お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 道工委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、障害支援区分認定審査会委員の報酬でございますが、こちらは昨年度、223万2,000円。本年度は295万2,000円ということで、72万円ほど増額いたしております。要因といたしましては、こちらのほうは障害福祉サービスを受ける方の支援区分を認定する審査会でございますので、回数が令和3年度の更新の認定を受けられる方の見込みが、本年度よりもかなり多いと見込んでおります。支援区分の更新期間がございますので、その辺りで来年度は非常に件数の多い年度ということで見込んでおりますので、回数のほうが令和2年度のほうは年間24回の開催で予定しておったものが、来年度、令和3年度につきましては、32回の開催を見込んでおりますので、開催回数が増えたことによりまして、金額のほうも増加しておるものでございます。

道工委員 もう1個のほうをお願いします。

南福祉課長 すみません、先ほどの支援区分の認定審査会でございますが、こちらにつきましては阪南・泉南・岬と2市1町の合同で実施しているものでございまして、令和元年度から令和3年度まで3年間におきましては、岬町が事務局として当番をしておるものでございます。

続きまして、障害者施策推進協議会委員報酬でございますが、こちらにつきまし

では、昨年度36万6,000円で本年度は9万2,000円ということで減額をしております。

令和2年度につきましては、障害者基本計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を令和2年に行って、今現在も行っておる最中でございますので、その策定のため、年間4回の開催を令和2年度は予定しておりまして計上させていただいております。

来年度におきましては、計画のまだ見直し年度ではございませんので、進捗状況の管理ということで、年間1回の開催を見込んでおるため、開催回数が少なくなったため減額しておるものでございます。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 続いて、107ページの認可外施設等の助成費につきましてお伺いしたいと思います。これは、令和2年で新規事業だったというように聞いておりますけれども、今年度は令和2年度に比べて、3分の1ぐらいになってますけれども、これはこの認可外施設が少なくなったということの考え方でいいんですか。その辺の中身を教えてください。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 子育て支援課の松下です。道工委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度、予算が151万2,000円に対して、令和3年度予算が50万4,000円と100万8,000円ほど減額になっているんですけども、認可外施設が本庁の場合2か所ございまして、減少とかいったことではございません。令和2年度については、制度が始まって、まだ実際どれぐらいかかるかという利用される方の人数がはっきりつかめませんでしたので、漠然とした数字で151万2,000円という数字を挙げさせていただきましたが、実際、令和3年度については1名分ということで、4万2,000円掛ける12か月掛ける1人分ということで、50万4,000円を算出根拠としまして、今現在、該当者はいません。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 はい、分かりました。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 児童虐待防止アドバイザー報償費について、質問させてください。そこで、児童虐待防止に向けて取り組んでいただいていると思うんですが、言える範囲で構いませんので、岬町において、こういう案件というのがあったのかなかったのか、あったら何件あったのか。といいますのは、いろんな各所でオレンジリボンの活動を手伝ったこともございますので、今後、岬町において、その活動をどのようにしていくのか、民間のそういう団体でしておりますので、計画に入れていきたいと思っておりますので、実績というのが分かるのであれば、教えてください。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 令和3年2月1日現在の要保護児童が29名で要支援児童が47名、特定妊婦が11名という内容で、76名程度の要支援・要保護なりが必要な児童がいる状況でございます。ただ、このような要保護なり要支援なりに一度上がりますと、継続的な見守りが必要ですので数年単位、短い方で数か月単位で見守りということになりますが、一般的に継続して見守る必要が出ている状況でございます。令和2年度になっても一時保護を要する方も2件ほどございましたので、児童の虐待についてはネグレクトが非常に多いんですが、なかなかなくなる状況でございます。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 はい、あまりにも数が多くて、驚いているところでございます。ナイーブなというんですか、なかなか表に出てこない案件だと思いますので、自分自身ももう少し勉強せなあかんとなねじを巻かれたような気分でございます。しっかりとアドバイザーの話が聞けるよう、しっかりと執行していただきたいなという思いと、自分自身もっと頑張らなあかんと思うところでございます。また、よろしくお願ひします。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 予算書の85ページです。節7報償費で手話奉仕員派遣時謝礼というのがあります。それでまた、その下の節12の委託料には、手話通訳者派遣委託料とあるんですが、この先に言いました派遣時謝礼が少し増えているのかなと思うんですが、けれども、この2つの違い、またこの謝礼が増えた要因、分かりましたら願ひします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、手話奉仕員派遣時謝礼でございますが、こちらは昨年、令和2年度につきましては4万3,000円、令和3年度につきましては16万2,000円ということで、11万9,000円ということでかなり上がっているんですけども、上がった原因としましては、聴覚に障害のある方に対して日常の行政の窓口とか、病院等へ行くときに手話の通訳をするための手話奉仕員を派遣するという事業でございまして、令和2年度につきましての実績としましては、実人数で5人の方が利用され、延べで47回ほど利用されているということで、令和元年の延べ26回に比べ、かなり利用が増えてきているというのが現状でございましたので、本年度につきましては、12月補正のほうでもかなり増えてきているということで、補正対応をさせていただいたところでございます。あくまで、利用者の方が増えられたということで、派遣の回数が増えると思込んでおりますので、増額をさせていただいておるところです。

もう1点目の、手話奉仕員の派遣の謝礼と、委託料の手話通訳者派遣委託料のこの違いでございますが、まず、手話奉仕員につきましては、町のほうで手話の講習を行いまして、町のほうにその手話の可能な方を登録するというので、手話奉仕員は町のほうに登録されている方。手話通訳者というのは、大阪府の講習のほうを受けられて、手話奉仕員より高度な手話の技能を持つてはる方が大阪府のほうの講習を受けられて、大阪府のほうに登録されている方でございます。こちらにつきましては、大きな病院とかそういったところを利用するときに、専門的な用語が出てきますので高度な手話の技術が必要になってくる、そういった際には手話奉仕員ではなく、手話通訳者を大阪府のろうあ会館のほうに依頼しまして、派遣していただくという形で対応しております。手話奉仕員につきましては、日常の行政手続とか身近なまちの診療所とか、そういったところの手話通訳で対応できるところについては、手話奉仕員で対応するという形で使い分けを行っているところでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、よく分かりました。その手話奉仕員のほうですね、この奉仕員というのが、その手話奉仕するその資格を得るといいますか、それが、この12委託料の

手話講習委託料、この手話講習だと思うんですけども、この手話講習の委託料が毎回金額は一定しているんですけど、これはそういう意味では、講習会をもっと充実させて、手話奉仕員をもっと増やしていくというのが必要なのかなと思うのですが、かなり必要とされてね、出勤回数も多いみたいですから。また増えてきている傾向にあるみたいですから、これはもっと手厚くして増やしていくというのが必要だと思いますけれど、その辺はいかがでしょうか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 坂原委員のご質問にお答えします。

手話報酬委託料につきましては、こちらの53万の中で入門コースと基礎コースというのをやっております。それが、年間40回講習を開催するという経費となっております、それに合わせて、手話奉仕員養成コースということで、これはまた別のコースで年間6回のコースをこの53万の中で委託をしておるところでございます。

それで、委員おっしゃいますとおり、やはり手話奉仕員は町としても養成のほうを積極的に行っていくべきところとは認識しております。本年度につきましては、残念ながらコロナの影響で、通常の講習会のほうが開催できなかったという現状もございます。昨年度、令和元年度につきましても、8名の方が参加されたんですけども、修了された方が1人ということで、ちょっとなかなか手話奉仕員の養成が進んでいない状況ではございます。本年度につきましては、コロナの影響で通常の開催はできなかったんですが、年明け1月から短期コースという形で、1月から3月までの間で開催しています。正式な修了とはならないんですけども、手話にちょっとでも触れていただくというところで、何とか手話の奉仕員の方とか、手話に携わっていかれる方を少しでも増やしていきたいと思っております。また来年度もそういったところを積極的にやっていきなないなと思っております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その手話奉仕員の関係でですけど、その聴覚障がい者、この講師で来てくださる方、その講習で教えているんですけども、その活動以外にもサークルです、日常的に活動されているように聞いています。これはここで聞いていいのか分からないんですけど、もし違ったら言ってください。その聴覚障がい者の

方も緊急連絡用の以前はファクスでしとったってことがあったんですけど、もちろん、聴覚障害があるので書面でということだね、ファクスで。それをその当時、私はファクスよりもメールのほうがいいのと違うかと、直接本人に届くから手間もかからないしということで、提案してたんですけど、そのときはファクスで考えているという話があったんですけど、その後どうやらメールに変わったようで、今、緊急連絡はメールでしているようなんですけども、そのメールでするっていうの、それは特に費用、予算とかかからないものなのか、またその担当者がこれ誰かが発進せないかんで、誰かそれは職員担当でしているのか、その辺分かったら教えてほしいんですけど。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 そうですね、聴覚障害者の方の緊急連絡につきましては、以前は委員のおっしゃるとおりファクスで行ってございましたが、12月の補正予算のほうでコロナの臨時交付金のほうを活用をいたしまして、町のほうに1台タブレット端末を購入し通信回線も申込みの上、そちらのほうを利用してSNSですね、実際SNSというのはLINEになるんですけども、そちらのほうで聴覚障害者の方に登録をさせていただいて、登録をされた方に対して町の緊急的な情報をSNS、LINEのほうで発信しているという事業を、始めたところでございます。

購入費用につきましては、令和2年度予算のほうで補正対応をさせていただいたところですよ。あと、ランニング費用、通信費がかかります。そちらにつきましては、こちらの社会福祉費の役務費の通信運搬費の中で賄っておるところで、こちらは使い続ける限りかかってくる費用でございます。

担当としましては、令和2年度からの手話通訳のできる任期付職員を雇用することができましたので、そちらの方と、担当職員の2名で分担しながらLINEのほうを、緊急連絡ですので、主に危機管理等と連携しながら情報提供を行っているところでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、緊急連絡の件はよく分かりました。それで、この手話言語条例というのは岬町でも適用しますので、ぜひこの手話をね、町内でも広げていく努力をこれからもお願いしたいと思います。

引き続き、次の質問に移ります。同じページですが、節18の負担金補助及び

交付金の中で、更生保護女性会補助金、その幾つか下で、保護司会補助金というのがあります。これには大体、いつも同じ額で推移しているように見えるんですけど、この補助金の内容とといいますか、少額なんでね、内容といってもそんなにかもしれませんけれども、どういように使われているのか、分かればお願いしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 坂原委員のご質問にお答えします。

まず、保護司につきましては、法務省における更生保護の担い手としまして、法務大臣のほうから委嘱された方でございます、その活動につきましては、国の保護観察所のほうで所管されているというところでございます。

岬町には現在、保護司会のほうには11名、更生保護女性会のほうには30名の会員の方が在籍されると伺っております。この当補助金につきましては、岬町における更生保護活動への協力としまして、保護司会と更生保護女性会に対して、その活動を支援するため交付しているところでございます。

補助金の主な使途としましては、決算書を伺うところ、保護司会や更生保護女性会の府支部など、上部の団体への会費とか、あとは実際のその活動内容に使われているというところで確認しております。今後も地域における更生保護活動への協力を行っていきたいと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、これは法務省の管轄ということで、直接は関係ないのかもしれませんが、非常に大事な活動をされているというように思うんですね。更生保護、更生に関わることがもちろんなんですけれども、以前、岬中学校でも、この保護司会が主催で薬物を使わんようにしようという、そういう講演会とかも開いてました。それは、実際に薬物を使った人が、それが立ち直るといふ、そういう団体があるらしくて、その団体の人、だからもう実際にその薬物に手を染めて、その更生しているというね、本人の話とかね、非常に衝撃的な話だったと聞いています。そういう、幅広い活動をしているので、町としても補助金を出すのであれば、もっともっと何か活動を応援できるようにできないかなという趣旨で聞いております。

ちょうど今、京都のほうでコロナ禍に入って、初めて日本で国際会議が開催さ

れているんですけど、京都 कांग्रेसという国連犯罪防止刑事司法会議というのが今しているそうです。京都のほうでね。犯罪防止に関して、世界的に会議しているわけですが、その中で注目されているのが、日本のこの保護司制度が注目されているそうです。社会的にね。これは、更生にとって非常に重要な意味があって、大事なことだろうというので諸外国でも日本のこの保護司制度を導入してはどうかというような議題になっているそうです。ところが、その一番元の日本でね、保護司制度ができた日本で今その保護司制度が疲弊しているんですよ。要するに高齢者で、聞くところによると、保護司に一度就任すると、死ぬまで辞められないというぐらいね、非常にもう長い期間、続けておられると聞きます。なので、そういう意味もあって、町として本当にできることがあれば応援していったらいいのではないかと思うのですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 そうですね、坂原委員がおっしゃるとおり、今、京都のほうで国際会議が開かれておまして、その中で世界保護司会議を開くということは私も聞いております。その中で、世界保護司デーの制定を目指すということで、共同宣言を採択したということも伺っております。やはり、そういったところで世界的にも日本の保護司制度、かなり注目されておられるというところではございますが、委員おっしゃるとおり、この制度ができてかなり古いということで、制度のほうは疲弊しているというのも現実でございます。町としましては、保護司法というものがございまして、保護司法の17条におきまして、その地域において行われる保護司とか、保護司会、保護司の連合会の活動に対して必要な協力をするのができるというふうに法律にも行われておりますので、そこは町としましても積極的な協力を今後も行っていきたいと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、何か今後にも町としても貢献できるように、ぜひ考えていただきたいなと思います。

すみません。引き続きよろしいでしょうか。

89ページなんですけど、一番上の節12の委託料の中で、生活支援ハウス運営業務委託料とあります。これの内容についてお聞きしたいんですけど、説明をお願いします。

いをします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 質問にお答えいたします。

生活支援ハウス運営委託料ということで、まずは生活支援ハウスというところですが、生活支援ハウスとは、60歳以上の高齢者、高齢者の独居の方とか、高齢者のみの世帯の方を対象に家族による援助を受けることが困難であるとか、高齢のため生活することに不安のある方に対して、安心して生活が送れるように介護の支援機能とか、居住機能、交流機能を総合的に提供する施設ということで、町のほうで設置している施設でございます。岬町のほうでは、淡輪地区に1か所設置しているところで、先ほど中原委員の質問にありましたとおり、定員が19名で運用しておりまして、今現在16名の方が利用されているというところでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 淡輪にあって、定員が19名ということなんですけれども、そこに入るにはどかないしたらいいんでしょうかね。それ、あまり一般的にみんな知られてないのかなと思うんですけど、その辺の位置付けはどうなってるのでしょうか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 入所につきましては、まず町のほうが窓口となっております。町のほうで対象者の要件に合致しているかというのを町の中の内部の判定委員会のほうで審議させていただきまして、要件が満たしているという方になれば入所していただくという手続になります。

おおむね条件としましては、岬町内に6か月以上居住されておる方、生活支援ハウスにおいて日常の安全な生活が確保できる方、他の利用者に危害を加えるおそれがないとか、そういった形の条件をつけておりまして、基本的には生活するのにご自分で生活のできる方、あまり重い介助が必要じゃないという方を対象に、主に低所得の方を優先して入所判定をしているところでございます。

松尾委員長 よろしいですか。

もうすぐお昼になりますが、ほか質疑ある方いらっしゃいます。

奥野委員、どうでしょうか。昼からでもやりましょうか。

はい、そしたら昼休憩をしたいと思います。

再開は、13時から行いたいと思います。よろしく申し上げます。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

松尾委員長 それでは、午前に引き続き、会議を始めます。

はい、松井部長。

松井しあわせ創造部長 午前に行われました質問に対して、補足説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

予算書の95ページ、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の報償費で、竹原委員から児童虐待防止アドバイザー報酬費に関連しての担当課長からの説明で、要保護の数、また要支援の数の回答をさせていただきましたが、それは全て重要案件につながる件数ではございませんでして、重要案件につながらないように要保護のお子さん、また要支援のお子さん、また保護者の方々に対して助言をいただき、関わっていく中での支援をお願いしている方が児童虐待防止アドバイザーでございます。

また、要対協の担当としては、今年から1名増員して2名体制で、子どもに対しての現認とか、保護者への支援などといったところをアドバイス頂きながら適切に対応することで重要な案件につながらないように努めているところでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

松尾委員長 竹原委員、よろしいですか。

竹原委員 そうしましたら、現状で重要案件になっているというのは把握してないというか、ないという認識でよろしいのでしょうか。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 そのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

松尾委員長 その他の委員の皆さん、今、民生費です。民生費の中で質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 3点お聞きしますが、まず1点目が99ページの14工事請負費、保育所改修工事として271万9,000円上がっておりますが、これはどこの保育所ですという工事内容かお教えてください。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 奥野委員の質問にお答えさせていただきます。

保育所改修工事の内容でございますが、淡輪保育所の四、五歳児トイレブースの改修工事がまず1つ、2つ目に、淡輪保育所本館雨漏り改修工事、3つ目に、深日保育所として1階西側ガラス周りコーキング打ち直し改修工事、4つ目に、緑ヶ丘共同調理場の床塗装改修工事、以上の4点の予算として271万9,000円ということで計上させていただいています。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 それは分かりました。

じゃあ、2点目ですね、103ページの一番上の19扶助費、子ども通院医療費と子ども入院医療費がありますけれど、これたしか18歳までの子どもさんの分だと思いますが、2つとも何人分ぐらいの予算計上なのか教えてください。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 奥野委員の質問にお答えさせていただきます。

令和3年1月末現在の対象者数としまして、就学前の府制度分が226人、就学前の町制度分が188人、町制度分の小学生が493人、町制度分の中学生が281人、高校生が347人、町制度分です。対象者としては、その合計しました1,535人を対象としています。

府制度分の就学前226人と言いますのは、一定の所得内の場合を指しております。一定の所得を超える場合は町が負担ということとなっています。対象者としては1,535人です。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 今ちょっと数字が分かりにくかったですけれども、1,535人が全体というような数字だったと思うんですけど、その大体何パーセントぐらいの医療費を見ているかとか、そういう大まかな数字でいいんですが、その中は分かりますか。この予算組んでいるには大体これぐらいの人数かなというのがつかんで予算計上しているのじゃないんですか、そういうもんじゃないのかな。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 令和元年度の件数としては1万6,320件ございまして、こちらについての予算要求の段階での件数ということによろしいですか。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 この予算上げている数字が何人分かということを知りたいんです。

松尾委員長 答えられますか。松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 奥野委員の質問にお答えさせていただきます。

入院が158件、通院が2万220件で予算を考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 後に言われた医療費のほう延べで2万220件という数字ですか。

松尾委員長 答えられますか。松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 通院については2万220件でカウントしております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 もう1点、今の人数分かりました。

次は、105ページの18、一番下ですね、施設型給付費、これは教円幼稚園の認定こども園と海星幼稚園の分だと思んですけども、1億2,720万2,000円、これも教円幼稚園の人数と海星幼稚園の人数、何人分か教えてください。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 令和3年2月1日現在の対象者を調べた数字をまず言わせていただいていいですか。

海星幼稚園が40人、教円幼稚園が48人、あと広域として鷺森幼稚園が2人、松江幼稚園が1人、桃の木の森こども園が1人、ワンワン認定こども園が1人、以上93人ということになっています。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 町外の幼稚園に行ってる方も給付するということになるわけですね、これは結構です。ありがとうございます。

松尾委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 午前中の審査を聞いていてふと思ったんですけど、報酬でいろんな協議会とか審査会とかの委員さんの報酬のところ、人数は大抵の場合記載されているんですが、例えば会議の回数なんかも予算書の中に書いていただければ大体分かりやすいかなと思うので、以後そのようにしていただいたらどうかと。

午前中、予算書の83ページの社会福祉総務費の報酬のところ障害支援区分認定審査会の委員報酬と障害者施策推進協議会委員報酬のところ少し質疑があ

ったと思うんですけど、ほかのところでも人数と合わせて実施回数が記載されていたら、より予算書の書面を見た上でよく分かるのじゃないかなと思いますので、可能であればそのように対応していただきたいなと思います。

予算書の91ページ、健康ふれあいセンター費に関わって資料を求めたいと思います。利用者数を後で構いませんのでお教えいただきたいと思います。知りたいのは、2019年度中の公衆浴場、プール、その他、それから総計の利用者の数をお示しいただきたいと思います。

同じ項目で直近の1月31日までとか、どこかの段階までつかんでおられる部分があれば今年度についてもお聞きしたいと思いますので、資料の提出をお願いしたいと思います。

それから、この91ページの一番上なんですけど、老人医療費府制度分とありますが、これは府の制度が変わったことで予算額としても非常にとまて行くかな、小さい額になってきているわけですが、これは私の記憶が曖昧かもしれないんで確認なんですけど、来年度でこの制度は移行期間が終了するというところで載っているというように考えたらいいですかね。念のため確認をさせてください。

少し疑問に思っているのは、2018年度から制度が変えられたんですね。私はいつもこの制度改定に対してよくないというように主張しているわけですが、3年間の経過措置があって、その3年間のうちに来年度予算がぐっと落ちているので、なぜここまでの変化があるのかなという疑問からお尋ねをするものです。

それから、予算書95ページの先ほど竹原委員から質問のあった児童虐待防止アドバイザーの報酬費に関わって私も確認までですが、お聞きしたいことがございます。

先ほどのお答えで深刻になるような案件はないと考えているということでありましたけれど、その前の答弁で一時保護した児童が2名いたと、これはいつのことだったか、ちょっとごめんなさい、メモが間に合わなかったもので、そんなこともありましたけれど、この一時保護した2名というのは、何年度中の、今年度中のことだったか、その点まず確認しておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 一時保護2件の内容ですが、いずれも今年度中というこ

とでなっております。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

老人医療制度につきましては、大阪府の制度改正において平成30年度より経過措置となったところであり、こちらにつきましては、今年度末、令和3年3月末で制度が終了となるところです。令和2年度末、この3月末で終了となるところです。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 先ほど2件ということで申し上げましたけれど、3月1日にもう1件、一時保護入っていますので、今時点で3件ということになります。訂正させていただきます。申し訳ありません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 91ページの老人医療費の経過措置期間の計算を間違っておりました。今年度末でこの制度は基本的に廃止されるということですよ。そうすると、ここに予算として残しておくというのは、制度としては廃止だけれど、翌年度に処理しなければならないものが出てくるということで残してあると見ていいのか教えてください。

それから、95ページの虐待防止に関わる問題なんですが、答弁を聞いていまして、要保護、児童要支援事業、それから特定妊婦の数をお示しいただいて、それで重要案件につながらない状況だということにおっしゃっておられたんですけど、それなのにこれ以外にまた違う分類で対象と考える児童や家庭があるのか。要は一時保護した子どもがいるということですよ。それで、それは非常に重大な案件と見るべきだと思うんですよ。だけどもう一方で重要案件にはつながらないということも同時におっしゃられるので、私どう理解していいのかよく分からないと思っていまして、ご説明をもう少し加えていただけるとありがたいと思います。

それから、予算書の97ページの目2児童福祉施設費の節1報酬等、それから節2の給料に関わってお聞きいたします。

報酬のところで行きますと、来年度の会計年度任用職員報酬ということでこちらは増えています。それで、その下のお給料一般職級、増えているというのは、

ごめんなさい、今年度の予算のときの示された人数と比較してということなんですけど、同じように一般職級、正職員の方の数については減っています。それで、私が聞きたいのは、ここには保育士の方の人数が含まれているのじゃないかなと思っ
ているので、保育士の方の配置状況についてお尋ねしたいと思います。

保育士の中で正規の職員が何人で、会計年度任用職員が何人なのか、それから以前お聞きしたところでは、入所の児童数の増加傾向が続いていると、増加傾向が見られるとお聞きしたんですけれど、その傾向は現在に至るまでも続いていると考えていいの
かどうかお聞きしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 老人医療費につきましては、今年度末で経過措置が終了するというこ
とで説明させていただいたところですが、来年度の予算につきましては、遡及分
に対応するための予算措置をさせていただいているところです。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 児童虐待の関連で重要案件に含まれるものということで、私のほ
うから今重要案件に関わるものはないということでお話させてもらいましたが、
担当から一時保護の話も出ました。

重要案件だから一時保護するという場合もございますが、重要案件につながら
ないために保護者の方とお子さんを一時的に離す必要があるという判断で児童相
談所であります岸和田子ども家庭センターで判断されるケースもあると思います。

今の3件については、重要案件につながらないように一時保護したというふう
に私は判断し、回答をさせていただいたところです。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 まず、保育士の配置状況でございますが、令和3年3月1日
現在の配置状況を申し上げますと、保育士は正職員が23人、会計年度職員の保
育士が40人、合計63名。

あと入所児童の増加傾向が続いているかどうかでございますが、平成31年4
月1日現在と令和2年3月1日現在で比較させていただきますと、平成31年度
の淡輪保育所の児童数が131に対して令和2年3月1日現在の淡輪保育所の児
童数が136。

次に、令和3年3月1日現在の深日保育所の児童数が41、同じ数です。次に、

平成31年4月1日現在の多奈川保育所の児童数が14に対して令和3年3月1日現在の多奈川保育所の児童数が15ということで、淡輪保育所が5名増加していますが、深日は同じ数で、多奈川保育所についても1名増加で若干の増加という傾向にあるかと思われます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 老人医療費に関わってもう1点だけ重ねてお尋ねをいたします。

この制度で大阪府の福祉医療制度から対象外にされてしまう方が出るわけなんですけれど、その方たちに対する何らかの救済措置のようなことはお考えにならなかったのかお尋ねをいたします。

それから、虐待防止の問題なんですけど、重要案件につながらないために保護した。松井部長のおっしゃる重要案件というのは子どもが死んでしまうということなんですか。私、一時保護というのは、確かに色合いいろいろだと思うんですよ。もう本当に一刻を争うというケースもあるでしょうし、一時保護に踏み切るときにですね。また、このまま一緒にいると不安だなと。さっきネグレクトが多いとおっしゃっていたので、やっぱり成育の問題、身体的な問題もありますし、もちろん身体的な問題があるということは、心理面、精神面でも深刻な被害を受けていることが十分考えられるわけなんですけれど、このまま行ったら心配だから保護するという、そこら辺は専門家が見極めなさるんでしょうけど、親だったり、親に限りませんけれど、保護者と子どもを措置として強制的に引き離すというのは非常に深刻だと私は考えているんですけど、私はその分野の専門家ではないのでよく分からないんですけど、松井部長のおっしゃる深刻なケースというのはどの段階をおっしゃっているのかなという疑問を感じているんですよ。私は、一時保護をせざるを得ないような状況にあるご家庭というのは、既に深刻なケースじゃないのかなと思ってるんですけど、そこをもう一度お聞きしたいなと思います。

それから、保育所の保育士の問題で、正職員と、それから会計年度任用職員の人数を教えてくださいました。私、以前、正規職員の増員を求めたところです。実態としては、例えば担任を会計年度任用職員が担わなければならないとか、そういった実態があるようだったので、それはあまりにも任務が重いであろうというように思いましたし、正規職員の数をやはり増やしていく必要があるということを主張したところです。

それで、若干ではありますが、正規職員の数が増やされておりますので、そうは言ってもまだ非正規が多い状況にありますから、正規職員をぜひもっと増員していただきたいと要望しておきたいと思っております。

それで、もう1つ、この件に関わってお尋ねするんですけど、職員の配置基準の見直しを以前提案させていただきました。特に1歳児と言われる子どもたちというのは、ほかの年齢の子どもたちに比べて非常に何と言ったらいいのかな、対応に苦慮する。平たい言い方をすると語弊があったらいけませんけれど、誤解を恐れず言うならば、手間がかかるという年代なんですね。そこを中心に配置基準を見直して、より手厚い配置をなさってはどうかということをご提案させていただいていたんですが、そのことについて、もしもご検討いただいているようならお聞かせをいただければなと思っております。お願いします。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 大阪府の老人医療制度の終了に伴い、他の公費負担制度とも併せ国の公費負担制度として創設するよう国及び大阪府への要望事項として他の市町村とともに従前より要望しているところであります。また、本町独自の重点項目といたしまして、経過措置の延長を要望しております。

しかしながら、現在のところ方針に変更はないため、今後につきましては、国の公費負担制度として創設するよう強く要望していくこととしております。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 この児童虐待に当たっての重要案件についてですが、子どもの命に及ぶおそれがある事態が起こっているかどうかという部分がやっぱり重要視される部分かなというふうに思っております。

身体的虐待について、日常的に保護者からの暴力とか、そういったケースというのは今のところ案件としては上がってきてない状況で、また両親が、子どもの前でけんかすることで子どもに対しての精神的な虐待の部分もあるかと思っております。

その件については、数件上がってしまして、要支援・要保護としての扱いで定期的に子どもの様子を、担当また関係機関で把握に努めているところでございます。

あと一時保護の措置ですが、副委員長言われるように、直ちに親と引き離せねばいけない案件も一時保護にもなりますし、このまま保護者と一緒にしておくと、

その先ちょっと不安があるなど、今の時点で一時的に保護して、親の状況を見てまた親元に帰すなどのような一時保護もあるかと思います。

現在、すぐにでも切り離して一時保護しなければいけない案件というのは聞いていないということから、重要な案件はないという認識をしているところです。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 1歳児の保育士の配置について、より手厚く考えているか、検討しているかというご質問なんですけれど、1歳児の場合、保育士1人に対して児童6人ということとなっていて、副委員長が言われるように、確かに1歳児というのは非常に対応に苦慮する年齢の子どもさんであるので手厚い配置というのが必要かと思われませんが、このことについては、今後早急に検討する材料ということでも考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 松井部長がお答えになった児童虐待の問題ですが、あまりここで長々と時間を取って議論を闘わせ合うのもいかがかと思いますので、ただ、命の危険が即座に及ぶかということだけで判断されているわけではもちろんないと思うんですけど、決して甘く見ないということは、恐らく気をつけていただいていると思うんですけど、ご留意いただきたいと思います。

合計87人の児童や特定妊婦の数が示されたわけですが、把握されている方々がその人数だというだけで、それ以外にもおられる可能性がありますし、その方々がいつ深刻な状況に転じるか分からないということと、それから子どもたちの心には受けた傷がずっと積み重なって降り積もっていくわけですよ。

先ほど例に出された両親が激しいけんかをする。それを見る子どもたちは非常に深い心の傷を負うわけですよ。そういったことですぐにどうにかなるという問題ではないけれど、子どもの健全な発達・発育・成育を考えた場合に問題があるところというのはたくさんあると思うんですね。

ですので深刻な重要案件につながらないと思いますっておっしゃったのが少しだけ気になって、そんな軽く考えているわけでは恐らくないんだろうとは思ったんですが、その点についてはよく注意をしていただきたいと思いますし、部長おっしゃるように、深刻なケースに陥らないために救い上げるということが非常に大切で、そういうことで言うと、子育て支援策様々な施策を通じてグレーゾーン

のところにいるような家庭を拾い上げるということも児童虐待防止につながるわけですので、ぜひ幅広い施策を今後も検討していただきたいと思いますとおきたいと思います。

それと、保育所のことは今後検討していく1つのテーマだとお考えいただいたようなので、ぜひご検討いただくように要望しておきます。

同じ97ページのこれ確認なんですけど、児童福祉施設費の節10需用費の下から2つ目、賄い材料費とありまして1,784万2,000円という予算が計上されておりますけれど、この中に保育所の給食費の無償化の経費が入っていると考えていいのかお聞きしたいと思います。

それから、99ページなんですけど、一番下の児童遊園整備費に関わって要望したいと思います。

町内に児童遊園って幾つもありますけれど、また管理等は苦慮なさっているところだと思いますけれども、小さな子どもを持っている親御さんからの要望で、遊具で遊んだら手が真っ白になるとか、草がぼうぼうになって子どもを連れて遊びに行けないとか、そういった声が寄せられますので、ぜひ適切な維持管理をお願いしたいと要望しておきたいと思います。

それから、103ページの先ほど子ども医療費に関わって一番上で奥野委員の質問にお答えになっておられたんですけど、これ素朴な疑問なんですけど、来年度予算の試算された根拠として件数をおっしゃいましたけど、件数で計算できるものなのかというのが素朴な疑問なんですよ。私はてっきりこの金額をはじき出した根拠は、よくあるのが過去3年間のかかった支出したお金を足し算して3で割りましたみたいな、そんなようなのが算出根拠かなとか思っていたんですけど、入院も通院も1件当たりにかかる費用というのは、治療の内容が違うので件数でちょっと表現はしにくいんじゃないのかなと思ってたんですけど、やっぱりこれは件数で試算、支出されているのか参考までにお聞きしたいと思います。

予算書の105ページのこれは前のページから続いているんですけど、節14工事請負費の子育て支援課、食育推進活動用地整地工事、これがどんな工事でどんな事業なのかというのを説明していただきたいというのと、それからそのすぐ下の子育て支援センター改修工事、これについては外壁防水工事ということを目指しておられるのかお聞きしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

97ページの賄い材料費ですが、保育所の給食代は入っているかどうかということですが、こちらの分については入っております。

続きまして、103ページの子ども医療費に関する試算についてですが、医療費の予算の算定根拠でございますが、予算要求時期が10月頃ですので、3月から8月の医療費の実績に対して実績プラス9月から2月分につきましては、令和元年度の伸び率を掛けてまして算出しております。それについては通院についても同じです。

それと、105ページの食育推進活動用地整地工事ですが、これは淡輪と深日について食育推進活動事業ということで、田んぼを借りて畑っこをしております。ただ、最近になってボランティアさんの高齢化、またボランティアさんの数が激減しまして、この大きな畑を維持管理するのが非常に困難になってきてまして、各保育所のほうで小さな畝がありますので、そちらを利用して規模を縮小してこの畑っこを行うということにさせていただくことになりまして、それで今までこの深日と淡輪についてお借りしていました借地を元に戻してお返しするための工事ということでございます。

以上が食育推進活動用地整地工事の内容でございます

続きまして、子育て支援センター改修工事ですが、こちらにつきましては、子育て支援センターの西側外壁にひびが入り、強風を伴う雨天時には調理場が雨漏りしたことがありまして、保育所給食を作る上で不衛生な状態となることがありますので改修工事をするものです。それが一つです。

もう1つとしまして、子育て支援センターのフェンスが強風のときに一部倒れたことがありまして破損している状態なんですけど、それを今現在応急的にくいを打ち込んで止めているような状況ですので、そこを強度を強くしてフェンスを改修するという内容の工事でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということと言えますと、こだわるようで申し訳ないんですが、子ども医療費の試算の仕方、単位は件数なんですかねという疑問が残るんですけど、何か今の説明だと金額で大体、何かまた手が挙がったからもう少し待ってください、

もう少し教えていただけると参考になるので説明をもう少しいただきたいと思います。

それから、食育推進活動用地整地工事については、105ページですが、理屈は分かりました。ただ、これ私詳しくよく分からないんですけど、整地して返さないといけないのですか、というのが私の思い込みですけど、地域で畑が既にあるところをお借りして、ボランティアの方が日頃はお世話してくれて、そこに子どもたちも行く機会つくっていただいたりして、収穫したものを例えば給食に提供するとか、何かそんなことしているんじゃないかなって思ってたんですけど、もともと畑だったところを元に戻す工事91万7,000円必要なのかなって、よく分からないので教えていただけるとありがたいなと思います。お答えを先にお聞きしていいですか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 まず、子ども医療費の算定の単位ですが、医療費を基に伸び率を掛けて算定しているということでお考えいただけますでしょうか。

2点目の食育推進活動用地整地工事のことなんですけれど、副委員長言われた整地して返さないといけないものなのかということなんですけれど、例えば深日の畑につきましては、もともと防水シートが張ってあったところを剥がしてそれで畑作業をやってますので、それをやはり元どおりにして、淡輪でも元どおりにしてということで、元どおりにしてお返しするという考えですので、元にあったとおり直すための工事というふうにお考えいただけますでしょうか。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 算出の仕方は分かったんですけど、もうでもいいです。なぜ単位に件が出てくるのが謎のままですけど、それは賛否に関わりませんので、また詳しくは別の機会に教えていただくようにしたいと思います。

畑っこについても、あと支援センターの改修工事についても、必要な予算であると理解できました。ありがとうございました。

松尾委員長 よろしいですか。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 なしでいいですか。

先ほど質問のちょっと前に中原副委員長から予算書に関して委員報酬とかの会議が行われた回数を書いていただけないかというご提案というか、ご要望があったと思うんですが、私からもできたらこういう回数を書いていただくことによって理解が深まるのと同時に、その質問の回数も減らせるのかなというところから、ぜひこれ予算に限らず決算でも書いていただいたほうがより理解が深まるのじゃないかなと思うのでお願いしたいなと思います。

そしたら進めたいと思います。

これで民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

予算書106ページから121ページをご覧ください。ただし、109ページの目1保健衛生総務費の節18負担金、補助及び交付金、土木下水道課分及び111ページの目3環境衛生費の節18負担金、補助及び交付金、土木下水道課分に係るものはほかの委員の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 二、三点お聞きします。

予算書の107ページです。一番下の節12委託料のところですが、その下のほうですけど、出産前後ヘルパー派遣委託料、産後ケア事業委託料と計上されております。これも大体毎年一定額の補助金として委託料として町から補助としてあるんですけど、少子化の中で少しでも出産の援助になるように支援になるようにとして町としてやってもらっているんですが、なかなか額が変わらないということは、利用する人も少ないのかなと。また、年々対象になる妊産婦の人も減ってきているのかなと思うんですけど、その辺の実績、実情をお聞かせ願いたいと思います。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

出産前後のヘルパー派遣事業及び産後ケア事業ですね、子育て支援の施策として大きな柱というふうに考えておりますが、今年度も前年度同様の金額を計上させていただきました。

まず、利用対象となるまず妊婦さんなんですけども、やはり妊娠の届出等につ

きましては、令和元年度は57人と、平成30年度と比べましたら少し増えました。ただ、令和2年度に入りまして現在の届出数ですね、現在でまだ40名程度となっております。その中で出生数につきましては、年度での増減があるもので、令和元年度につきましては、出生数については42というふうになっております。

実績なんですけども、産前・産後のヘルパー派遣事業につきましてはですが、令和元年度につきましては1件で、令和2年度につきましては現在まだ利用者のほうはゼロの状況です。

産前・産後につきましても、病院等でのショートステイであるとか、病院で預かっていただくデイサービスという形ではあるんですが、そちらについても現在利用の件数ゼロです。ただし、毎回ご報告させていただいているんですが、岬町のほうでは妊娠の届出ですね、そのときには保健師が全数面談を取らせていただいています。ほぼ母子手帳を出すだけですけども、届出に来られた妊婦さんにご了解いただいて、やはり30分から1時間ですね、今の現状がどうであるか、大変なことはないかということをお伺いしまして、その中から支援が必要であるというふうに保健センターが判断した妊婦さんにつきましては、その後継続的に電話をかけるであるとか、家庭訪問させていただいてフォローしています。その中で産前・産後のヘルパーの派遣が必要である妊婦さんには、もちろんサービスの情報をお伝えしてご利用をお勧めすることもありますし、また、産後のケアにつきましても、出産後やはり赤ちゃんを迎えて家庭では大変な産婦さんですね、早めに把握しまして出産時の病院とも連携いたしまして産後ケアをお勧めすることもございます。ですのでできるだけ必要な方にはお勧めをしてご利用いただけるように努力をしているところであります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 利用件数が少ないというのは、あるいは知らないというか、周知不足かなという心配もあったんですけど、それもないようで丁寧にさせていただいていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それから、同じ節12の委託料の部分で、前年まで新生児聴覚検査委託料ってあったんですけど、これが今回なくなっているんですけど、この事業はもうしない、中止、廃止になったということでもいいんでしょうか、お願いします。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 坂原委員のご質問にお答えします。

前年度、新生児聴覚検査委託料ですね、25万円計上しておりましたが、今回、妊産婦の一般健康診査委託料の部分に25万円積み替えております。ですので事業は継続して行っております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。それで安心です。

次の質問に移ります。予算書119ページです。清掃費になるんですが、節14工事請負費、ごみ処理施設整備工事とあるんですが、これは今年度の令和3年度の新規事業かなと思うんですが、その内容についてお聞きしたいと思います。

それから、もう1つ一緒に、その下のほうですね、埋立処分場費、この需用費で修繕料として幾らかかっています。これも毎年同じような額が上がっているんですけど、この内容についてもあわせてこの2件お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 坂原委員のご質問にお答えします。

ごみ処理施設整備工事費945万5,000円ですが、これにつきましてはごみクレーンのバケットの更新工事を行う予定でおりまして予算を計上しております。

続きまして、埋立処分場費の修繕料につきましては、埋立処分場、今、水処理、排水処理を行っております。その中でポンプの更新、水質検査などの費用、定期点検などの維持補修費のために予算計上しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 クレーンのバケットを替える。バケットというのはクレーンのつかまえるところやね、すくうとこというか、それ了解しました。

それから、水処理施設の修繕料ですけど、これはだから定期点検というか、メンテナンスに必要な額ということですね。それも分かりました。

あともう一、二点あるんですが、続けてお聞きしたいと思います。

121ページなんですが、ここで節4の共済費なんですけど、この社会保険料が少し何か数字が前年度とえらい違うように思うんですけど、これはなぜなのか

と思うんです。

それから、その下の節10の需用費、これも同じく修繕料で、これも少し額が上がっているんですけど、これも内容をお聞きしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 坂原委員のご質問にお答えします。

塵芥処理費の社会保険料のあたりなんですけども、120、し尿処理。ごめんなさい。121ページのし尿処理の社会保険料のところなんですけども、すいません。ちょっと待ってください。社会保険料につきましては、昨年と比べて約147万1,000円の社会保険料の減となっているんですけども、これに関しましては、本来ここの項目、し尿処理のここの項目なんですけども、本来、旧の嘱託職員で、今現在、会計年度任用職員2名の社会保険料なんですけども、2名計上していく、計上すべきところを、ちょっと計上が漏れていまして、1名の計上ということで、金額が低くなっております。この件に関しましては、入力漏れということで、ちょっとどこかのタイミングで補正計上させていただいて、全額支払えるような形をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 121ページのし尿処理費の修繕料ですが、これにつきましては、し尿処理施設の定期点検費用と、緊急修理分を含んでおります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 修繕料は、さっきと同じ考えたらいいんですね。はい。分かりました。

社会保険料、これ、ちょっと問題やな。

松尾委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 旧の嘱託職員も会計年度任用職員に移行しておりますので、本体の報酬の額に関しましては、正しい額なんですけども、その者に関する社会保険料に関しましては、ちょっと入力誤りということで、大変申し訳ございませんでした。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 今、廣田理事のほうからご説明させていただきましたように、予算要求の段階では入力作業はされたようなんですが、実際、それが反映されてなかったということで、1名分の入力漏れ、つまりは計上漏れという形で予算書に反映をさせてしまっております。この部分については、必要な経費ですので、補正予算等で対応させていただくというふうに考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 これが、もうそういうことも分かってたんやね。だから、要は。刷り上がった時点で。

松尾委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 実際の予算の要求作業の中では、通常どおり社会保険料が幾ら幾らというところで把握はしてたんですが、実際、財務会計上、入力作業を行っている中で、修正等、いろいろありましたので、その際に、当初の入力をちょっと消してしまっていて、その部分を見つけたのが、実際、予算書として出てきて、前年度との比較を作る際に、初めて判明したっていう状況でございます。申し訳ございませんでした。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 もう分かってて、で、まあもちろん直すわけだから、それでいいんですけど、今後は注意してください。

松尾委員長 今後、注意をよろしくお願いします。

ほかの委員の皆さん、質疑ございますか。

道工委員。

道工委員 1件だけ確認させてください。109ページの委託料ですが、インフルエンザの予防接種委託料ございますね。まあ今年は何かコロナ禍の関係で少ないとか聞いてるんですけども、対象、令和2年度のときは、対象5,000人ぐらいで、3,000人ぐらいを見込んでいると聞いたことあったんですが、かなり予算枠も上がっていますが、その辺の算出根拠をお教えいただきたいと思います。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 道工委員、ご質問にお答えいたします。

高齢者のインフルエンザワクチン予防接種の委託料ですが、令和3年度につきましては、65歳以上の高齢者の方が5,975人いらっしゃいます。今回、接

種率を70%と見込みまして、4,182人分の予算計上をしております。といいますが、これまで高齢者のインフルエンザワクチンの予防接種なんです、ずっと接種率50%前後で推移してましたが、令和2年度につきましては、まず無償で実施をしたこと、コロナ禍の中でコロナ対策として、高齢者の方の、お一人1,000円の負担を無料にしたこと。また、かなり高齢者の方へコロナとインフルエンザのことについて注意喚起が行われてましたので、ふだんであれば受けられないような方も接種に行かれてる状況で、令和2年度なんです、現在把握しております接種人数は4,183人、接種率として70.1%、例年よりも20ポイント上がった状況です。この中、令和3年度につきましても、やはり引き続き、高齢者インフルエンザワクチンの接種をされたい方、やはり多いと考えておりますので、令和2年度の実績を見てですね。70%の接種率で予算計上をしております。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 ありがたいことですけどね。もう私も、その対象ですけど、もう本当にね。今のところあまりインフルエンザのことは言われてませんが、こうして前年度だけでも3,000人の予定したやつが4,183人ですか。70%ほど見ていただいと。今期も、それと同じだけ見ていただいとということです。ありがたいと思います。1つその辺のことをしっかりとやっていただくようお願いしときたいと思います。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 私から2点あります。

まず、113ページの、これはどこにあるのかな。上のほう墓地費の委託料に深日墓地法面改修工事实施設計ということで895万円、並びに、その下に深日墓地補修工事ということがございます。内容どのようなものになるのか教えてください。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 竹原委員のご質問にお答えします。

深日墓地法面改修工事实施設計業務委託料につきましては、深日墓地の灰吹池側、梅林のある法面の改修工事を行うための施設計業務となります。内容としましては、測量設計、地質調査、ボーリング調査を行う予定であります。

続きまして、工事請負費で、深日墓地補修工事とありますが、深日墓地の前ヤクルトあった側の階段上がるところから深日墓地へ上がっていくところがあるのですが、その階段上がるところの水路が機能しておりませんので、雨水が宅地内に流れ落ちているため、水路の改修工事として、105万4,000円、その水路の下の張りブロックをしてありますが、その張りブロックの補修工事が25万5,000円、合わせて130万9,000円となっております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 下側の水路の改修っていうのは分かったんですが、その法面っていうのは、墓地を増やすためにするのか、じゃなしに、法面が崩れてこないようにするためかというのは、まあ自分もね。あまりこう深日の墓地っていうのは行くことがなかったんですけども、つい数年前からですね。ある方のお参りに行くのに深日の墓地をずっと上へ登っていくんですよ。そしたら、かなり急なところもございますので、その点が気になりましたので、いま一度教えてください。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 法面の改修工事の実施設計ですが、墓石の倒壊などを生じさせないように、法面の改修工事を行うための実施設計になります。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 そしたら、崩れてこないように、安心だと理解させていただきます。

続きまして、もう一つの質問なんですが、119ページになります。坂原委員からも質問があったんですが、ごみの焼却炉の整備工事、まあごみクレーンのバケット更新ということだったんですが、そもそも焼却炉に関して、長寿命計画を立てたり、維持管理に努めていただいておりますっていうのは、まあ毎年お聞かせいただいておりますが、現状、その焼却炉がいつまでもつことができるのかというのが、これからの岬町の課題かなとも思っておりますので、この更新に関して、どのように維持管理できていくのか、大きな観点から答えていただければと思います。お願いします。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 老朽化してきて、毎年、定期検査にかなりの費用がかかっていることも事実ですし、また、いろんな機械類も、その都度、点検のたびに置き換えながら延命処置をしながらやってきております。最近では、ごみの量が減って、他の素材が増えて

きてるのが現状でなかろうかなど、このように思っております。それで、阪南市さん、泉南市さんからも、広域でという声も伺っております。しかし、全体の経費を考えると、まあ2市1町で広域化を進めるとしても、莫大な負担金が要ということで、今の状況でいくほうが、まだ町にとっては幾らかの財政負担が軽減されるという見通しを立てております。しかし、いずれは老朽化した施設ですから、建て替えるか、それか、広域に向けて進めていくか、これは毎年の定期検査を見ながら、できるだけ延命処置をしながら、今の施設を存続させながらやっていきたい。ごみの量が増えてくるとなれば、また、考え方は変わってくるんじゃないかなというふうにも思っております。しかし、今は人口減少に伴い、また、いろんな社会環境の中で、ごみの量も減ってきておりますので、そういったことを含めると、やはり財政の負担の軽減ということを考えると、今の状況が続けることがいいんじゃないかなと思っております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 町長から答弁いただきました。いろいろな自治体の話を聞いていると、やはり財政のところで、一番厳しいっていうんですか。お金を使うところが、やはりごみ処理並びにし尿処理というところで、お金がかかって、それこそ財政非常事態宣言とか出すようになってしまうと聞いておまして、ごみの量が減れば、長寿命化がまだ延びるっていうようにも聞こえましたので、今後も、ごみの量を減らすような何か施策っていうのをどんどんと打っていただいて、町民の皆さんにご協力を願うといった方向で取り組んでいただければと思いますので、これは意見とさせていただきます。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 先ほど竹原委員とお二人が聞かれたところの同じような質問になりますけれども、まず1点目が、113の墓地の設計費用のところですけども、まず以前、大阪ゴルフ場がやったときも、かなり粘土質でありまして、追加工事というか、矢板を打ってやった、こういう経緯があったと思います。あの辺ご存じのように粘土質なところですので、まあ今回も、その辺じっくり地質調査のときは十分していただいて、距離も結構ありますし、高さもありますので、その辺十分、設計士さんをお願いしといていただきたいと思うのと、その後、来年、設計だという

ことですので、実際工事を、まあ距離もありますので、高さもあるし、こう何年かの計画でなっていこうと思うんですけども、その辺どのぐらいの計画をされてるのか、見込みが分かればお教えいただきたいと思う。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 まあ設計費用を出してみないと分からないんですが、令和4年度に本工事を行いたいと、担当としては考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 まあ結構距離もあり高さもあるので、その4年で一括ですっとできるのかなと、私は高額な費用になるのじゃないかなと思いますので、その辺、またじっくりと予算の絡みもあるので、じっくりとやっていただきたいと思います。

もう一点、先ほど119ページのごみバケットの件も、皆さん聞かれておりましたけれども、もうこれ取替えという、つかのところを取り替えということですが、短期で取り替えれるものなのか、結構時間がかかるのであれば、その間、焼却できないであろうですから、お隣へ持っていくとか、そういう処置は要らないのかどうかだけお教えください。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 ごみクレーンのバケット更新につきましては、定期点検中に行う予定でおりますので、他市町にごみを持って行くことのないように工事したいと考えております。

松尾委員長 結構ですか。

ほか質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 予算書の107ページなんですけれども、保健衛生総務費のところですね。

先ほど坂原委員の質疑で、出産前後ヘルパー派遣委託料と産後ケア事業委託料の質疑がございました。答弁をお聞きして、非常に大事な事業をなさっているんだなということは改めて感じたところであります。この事業が、先ほど児童虐待のお話少ししましたけれど、そういった不幸なことに結びつく前にすくい上げる1つのツールだと思いますので、引き続き、ご尽力いただきたいと思います。それで、さっきね。答弁の中で、産後ケア事業委託料については、今年度の予算も来年度の予算も同じ金額だとおっしゃったと思うんですが、今年度予算については、

予算書では46万円になっているんですよ。それでね。私、来年度予算を見て49万円だから、利用が少し増えたのかなとか思って聞こうかなって思っていたんですけど、ケアレスミスであるのか、まあ確認をしていただきたいと思います。

それから、109ページの一番上の節18負担金補助及び交付金の一番下に不妊不育治療費補助金が計上されております。これは拡充施策ということで、私も求めてまいりましたけれども、補助額が5万円から10万円にということで、今年度予算の2倍という計画にされていて、非常に結構だということに見ているんですが、利用実績をお聞きしたいと思います。この事業は3年か4年前ぐらいから始めたかなと思うんですけどね。年度ごとの利用実績をお聞きしたいなと思います。資料でいいです。後で紙でいいですわね。言いたいですか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 資料を提出させていただいたほうが詳しく件数等をお伝えできると思いますので、よろしくをお願いします。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 では、後ほど資料で提出いただきたいと思います。

1点だけ、来年度の、いや、まあいや。資料でもらったときに、また聞きましょうね。はい。資料提出を求めておきます。

それから、もう一つ資料を作ってほしいのがあるんですけど、予算書の113ページの各種健診の受診率、これも資料でご提出をいただきたいと求めておきます。

それから、119ページの節12委託料、これは資料ではありません。質問をいたします。委託料の中に、たくさん委託の費用がざっと書いてあって、来年度予算が示されていて、まず初めに1つ私からも要望したいのが、竹原委員からありました、持込みごみの待ち時間の問題です。私、過去にも担当課に直接言ったこともあるので、よくご認識いただいていると思うんですけど、この場でも改めて私からも求めたいと思います。もう2時間も3時間も待ったという、苦労したという話が寄せられておりまして、日によって、また、時期によってまちまちなのかもしれませんが、ぜひそのほかの曜日というものも、受入れの曜日を月に1日でも2日でも構いませんので、無理がない日程がどこかにないのかということを検討いただきたいと、要望しておきたいと思います。

質問したいのは、この委託料の一番下のところに粗大ごみ等から始まる項目がずらっと並んでおりまして、その一番上の粗大ごみ等処分委託料（粗大不燃ごみ）というのがあります。それから、下から2つ目に同じように、粗大ごみ等運搬委託料（粗大不燃ごみ）この2つが予算の伸びとしては、比較的大きい伸びを示しているのかなと思っておりまして。今年度と比較してということですけど、これは持っていく先が遠くなったっていう説明をね。以前頂いてたんですけど、和泉市から伊賀市って言ってたかな。その影響が、その予算の伸びになっていると見ていいのかわかりません。単純に、この金額だけを見ると、この種類のごみが増えているのかなっていうように思ってしまうのですが、予算が増額されている要因をお聞きしたいと思います。

それから、一番下の粗大ごみ等運搬委託料、空き缶、空き瓶、これについても、今年度は200万円もいかない予算だったんですけど、来年度予算300万円を超える予算と試算をされておりますので、これについても要因をお聞きしておきたいと思っております。お願い。

もう一個、121ページで、さっき坂原委員の優しい言葉で終わった共済費の社会保険料と労働保険料なんですけど、確認なんですけど、ここは3人分が反映されているけれど、そのうちの1人分が、どこかの段階で抜けてしまったという説明であったかなと思うんです。そういうことでいいのかということと、それから、社会保険料の話ばかりしていたんですけど、労働保険料も、もしかして1人分抜けているんでしょうかという確認です。お願いいたします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 119ページの委託料、粗大ごみ等処分委託料の粗大不燃ごみ、去年と比べますと269万円上がっております。その要因としましては、副委員長おっしゃるとおり、搬出先が三重県の伊賀市まで行っております。運搬費の増、処分費の増、その2つの要因で上がっております。

次に、粗大ごみ等運搬委託料の粗大不燃ごみにつきましては、搬出トン数とかは変わっておりません。人件費の増ということで上がっております。去年と比べますと53万9,000円上がっております。

次に、粗大不燃ごみ等運搬処理の空き缶、空き瓶につきましては、令和2年度におきましては、45日間搬送を見込んでおりましたが、3年度につきましては、

67日間見込んでおります。その要因で110万6,000円上がっております。
松尾委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 先ほどのご質問ですけれども、し尿処理のほうの共済費部分で、坂原委員のほうからご指摘を受けてた部分なんですけれども、本来、ここに共済費の中の社会保険料と労働保険料に入る人数に関しては、元嘱託職員の今現在、会計年度任用職員、本来2名の予算が計上されることやったんですけれども、1名での入力ということで今現在なっております。それで、社会保険料と労働保険料のほうなんですけれども、正しい金額のほうは社会保険料が今現在68万1,000円なんですけれども、本来の正しい金額は222万7,000円、それから、労働保険料に關しまして正しい金額は32万5,000円ということで、共済費として会期年度任用職員1人分の入力が漏れておりました。申し訳ございませんでした。

松尾委員長 まだ説明ありますか。

田代町長 ちょっとだけ時間をください。

松尾委員長 分かりました。そうしたら暫時休憩とします。

(午後 2時20分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

松尾委員長 まだかかりそうですか。

そうしたら一旦休憩に入りましょうか。再開は45分ぐらいにしますか。2時45分ぐらいでいけます。それとも3時まで取ったほうがいいですか。

川端町長公室長 後ほど回答させていただきますので、飛ばしていただけたら。

松尾委員長 そこをですか。それで委員の皆さんよろしいですか。一旦飛ばすということなんですけど。一旦ちょっと切りのいいところでいけたらいいと思うので、そうしたら休憩を解いて会議を再開いたします。

中原副委員長。

中原副委員長 待つてよ。川井さん何かしゃべりたいことあるんじゃないんですか。それをまた後でしゃべってください。

さっきお答えいただいた119ページの粗大ごみと運搬委託料、粗大不燃ごみの要因について、運搬費と処分費が増加したということを説明いただきました。なぜ増加したのか教えていただきたいなと思います。

それだけかな、質問は以上です。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 業者に見積りを取って予算を計上していますが、業者に確認したところ、今まではかつかつで岬町にはさせていただいておりましたという回答が来ました。今回は値上げさせていただきますということで上げております。

松尾委員長 川井所長、どうぞ。

川井保健センター所長 先ほど副委員長ご指摘いただきました産後ケア事業の委託料ですが、申し訳ありません、令和2年度、令和3年度同額でというふうに回答したんですが、修正させていただきます。

令和3年度につきましては、委託料が診療報酬の改定に基づいて値上がりしております。その値上がり分として3万円増額している状況です。サービスの量としては同じ量を確保しておりますので、よろしく申し上げます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 辻里副理事、かつかつだったと業者が、その業者はどこの業者さんなんですか、それで悪いことじゃないと思うんですよ。何というかこう業者に泣いてもらうのもどうかなって私は思いますから、公の事業を、この事業だけじゃないんですよ、町が発注する事業を過大に支出するのは問題がもちろんありますが、やはり安定した事業の運営と継続ということを考えると、あまりぎりぎりの金額で何とか無理をお願いするというのを続けるのはいかがかなと思いますので、業者が安定して雇用等にも影響が出ないように事業を進めていただく必要がありますから、今回その増額の要望に応じたということはよくないとは言いませんけれど、ただそうなってくるとほかのところどうするのかとかね、いろんな問題出てきますよね。なので、非常に正直なご答弁いただいたなと思って聞いていたんですけど、まず参考までに事業所名を聞いておきたいと思います。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 粗大・不燃ごみの処分につきましては、大栄環境株式会社でお願いしております。

松尾委員長 よろしいですか。

そうしたらまだですね回答。

そうしたら、これでもう衛生費の質疑ございませんか。衛生費ないですか。

そうしたら一旦ここで休憩を取って、それで、会議は3時から開始したいと思います。それでは、暫時休憩といたします。

(午後 2時40分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

松尾委員長 休憩前に続き会議を始めます。

それでは、先ほど来からの答弁をお願いできます。

廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 先ほどの回答の続きなんですけども、し尿処理費の共済費社会保険料につきましては、今現在社会保険料が68万1,000円、それから、労働保険料3万5,000円で、合計71万6,000円でございます。

それで、本来正しい金額としましては、社会保険料が222万7,000円、それから、労働保険料につきましては、32万5,000円ということで、不足分としまして183万6,000円、この部分が入力漏れで不足している金額でございます。

この部分につきましては、先ほどの答弁で補正計上を何とかお願いしますということと言ってしまったんですけども、人件費の予算の中で流用対応等で中のほうでちょっと処理をしたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 再度確認するんですが、正しい金額をおっしゃいました。それで、その金額は2人分と考えていいんでしょうか。

人数がよく分からなくて、この目の一番上の節1報酬のところには3人と書いてあるんですよ。それで1人分抜けていたということをおっしゃるので、正しい金額は2人分の社会保険料と労働保険料というように見たらいいということですかね。

松尾委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中身につきましては、報酬の中身は旧の嘱託職員2名で、それから、通常の作業員、もともと臨時職員の作業員の3名ということです。

それで、今回その共済費の中で、この部分の共済費に本来はいるのは、旧の嘱託職員で、今現在会計年度任用職員である2名分が本来入らないといけないんですけども、それで、あともう一人の通常の会計年度任用職員の社会保険料につ

きましては、総務費の一般管理費の中で他の会計年度任用職員と同じくまとめて社会保険料を労働保険料としてまとめて集約するような形になるんですけども、ここの共済費に本来入るべき人数としましては、上の報酬の中に含まれている会計年度任用職員、元旧の嘱託職員2名の共済費が入るのが正解ということでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 結構難しいんですね、予算の編成って。

いや私のはてっきりこの、ここで言ったらし尿処理費に関わることがここに全部入っているんだと思っていたら、3人で書いてあるけど事業に関わるのは3人だけ、そのうちの1人については社会保険料とかは別のところで計上されている。

難しいことをあなた方はやっているんですね。そういうように運用されているんだということは分かりました。

それで、補正ではなくて人件費の中で要は流用されるということで分かりました。

以後このようなことがないようにしていただけたらいいと思うんですけど、もうとにかくどこもかしこも、岬町だけじゃなくてどこでも公務員減らしがずっと過去から起こっていて、人が足りない状況だと思うんですね。そんな中でたくさんのお仕事を抱えておられるので、そういうところがこういったミスになって出てくるのかなっていつも私は、ちょっとしたミスが出てきたときに思うんですよ。人間なのでミスとかいうことはあり得るので、それは仕方のないことだと思いますけれど、何かその人員が減らされてきたということがこういうことにも出るのかなと思うことが多いので、もうとにかく皆さん健康にご留意いただいて、そして、お互いにミスのないように努力していきたいと思います。

ありがとうございました。理屈がよく分かりました。

松尾委員長 よろしいですか。

中原副委員長 はい。

松尾委員長 ほかの委員さんこの件でないですね、質疑。

それでは、この衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書の144ページ、145ページの目「3、コミュニティバス運行費」を

ご覧ください。

質疑ございませんか。

ないですか。

竹原委員。

竹原委員 コミュニティバスにつきまして、歳入のところでもありましたけども、令和3年度でももう1台低床バスというんですか、日野ポンチョを入れるとお聞きしました。

記事に書かせていただいたんですが、実際見させていただいたら、やはり乗りやすいといったことと、あと障がい者の方も車いすのままそのまま乗れるといったこともございまして、導入に関してはいいことだなとこのように思っておりますが、あとはその購入費用がやはり高いということで、この車両を増やしていくには結構なこの高額というのがネックになってくるのかなと思っております。

そして、私が言いたいのは、この車両が今度2台になるんですけども、年次計画を立てて計画的に更新をしていくということを以前から言っておりましたが、そういう計画というのがしっかりと立てられているのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。まずお願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 竹原委員の質問にお答えします。

平成28年4月から運行車両用としてマイクロバス2台、コンピューター2台ハイエースワゴン2台を購入して運行開始から5年を迎え、特にマイクロバスの排ガス調整装置、空調装置などの故障が多く、点検日数も伸びている現状です。今後ともコミュニティバスは住民にとって重要な移動手段となることから、車両交換計画が必要であると認識しております。また、財政面と合わせ慎重に検討してまいりたいと考えております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 計画立てていくように検討するとお聞きしております。

とにかく岬町横に長くて、望海坂から小島住吉まで片道で約10キロ、往復で40キロ、1日に何往復するか分かりませんが、年にこのポンチョでも10万キロを超えると聞いたことを聞いておりますので、まあ5年経てば50万キロ走るといっていただければ、やっぱり前回の大新東さん、その前の中日臨海バスさんに

おいても、この車両の整備に多大な費用がかかって、エンジンを積み替えてというのがネックで現状のような町営のバスになったと考えておりますので、その点何というのかな、このバスを長寿命化というんですか、使うに当たって、やっぱり人がたくさん乗るその便にはこのバスを使って、少ないであろうそういう便には、小さいハイエース型のバスなりを運行してという、めり張りをつけて運転をしないと、もうそれこそ年に10万キロ走っていたらすぐいってしまいますということになるかなと思いますので、その点しっかりと計画を立てて運行していただくようお願いをしたいと思います。

私からは以上です。

松尾委員長 要望でよろしいですね。

ほかの委員の皆さん、質疑ないですか。

中原副委員長。

中原副委員長 予算書の144、145ですが、節12の委託料に関わって1点確認をさせていただきます。

運行委託料が計上されておりますけれど、これは従前までの予算よりも増額されている要因としては、多奈川の中西地区のほうに入っていくルートを拡大したということが要因と考えていいのか、というのが1点と、それから、節17備品購入費の新たに購入するコミュニティバスの活用なんですが、先日納車されたものについては、現在活用しているバスがかなり老朽化してきたということで、そういった現在あるものと交互で使ったりしながら行く行くは入れ替えるということになるのかなと思うんですが、今回来年度予算で購入しようという物については、現在あるバスと変えるというか更新のようなことになるのか、その辺りの具体的な活用の方向性についてお尋ねしたいと思います。

お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 中原副委員長の質問にお答えします。

コミュニティバスの委託料につきましては、副委員長おっしゃるとおり、4月1日から西地区へ乗り継ぎ支線が行きますので、燃料費の増、もう1点は道の駅の警備員の時間単価の増で増額となっております。コミュニティバスの購入費で3年度も1台購入する予定でありますが、基本路線において走ろうとしておりま

すが、ローテーションを組んで走りたいと考えております。1台の車で酷使するのではなく、長くローテーションを使えば長く、長もちすると考えておりますので、ローテーションで行いたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先にお答えいただいた答弁の中で、道の駅の警備員がどうやこうやっているのが少し意味が分からなかったもので、もう一度説明していただきたいということと、それから、今もうできているか、時刻表を全戸配布するためにお作りかなと思うんですけど、その時刻表には、その低床バスはこれですよというそのマークというか、区別ができるような表記になっているのかお聞きしておきたいと思っております。

お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 1点目の道の駅の警備員ですが、道の駅が混雑する時期、4月、5月などの祝日につきまして、警備員2名の配置をしております。その警備員の単価の増により増額となっております。

もう1点の時刻表、4月1日改正ですが、3月15日回覧により各戸配布する予定であります。時刻表につきましては、ポンチョの走る車両につきましては太い囲み線を入れております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 警備員については。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事

道の駅にもバス停がありますので、運行しております。道の駅に上がったところにバス停があるのですが、混雑した場合、バスが通れなくなりますので、警備員を配置しましてバス停まで行かすようにしております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 そうしますと、バスの運行のためにわざわざ警備員を配置するということなのですか、その混雑時のみ。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 委員おっしゃるとおり、バスの運行のみ、人の多い混雑する

土日祝日に警備員の配置60日間を見込んでおります。

中原副委員長 分かりました。

松尾委員長 よろしいですか。

中原副委員長 はい。

松尾委員長 それでは、質疑ないですね。

そうしたら、私1点だけ聞きたいことがあるので、中原副委員長に進行代わります。

中原副委員長 はい、委員長どうぞ。

松尾委員長 このコミュニティバス運行費なんですけど、たしか2月に地域公共交通会議が行われていると思うんですけども、そのときに例えばバスになるのか、また違うシステムになるのかというのが多分話をされるという予定だと、前回の厚生委員会でそういうように言われたんですけども、恐らくこういう費目で挙がってきているのと、バスを購入するという事だったので、まあコミュニティバスになっているんだと思うんですけど、あとはこの事業者のこと、その選定についてが多分年度をまたいで公募になるかなというような形を聞いているんですけども、その進捗というか方向性というのをお聞かせください。

中原副委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 運行の委託契約につきましては、4月から半年間、9月までは随意契約で行い、10月以降につきましては一般競争入札による委託契約を行う予定で、今仕様書の作成を行っているところです。バスの仕様書を作成しまして、7月頃入札をし、業者が変わった場合8月、9月が見習期間として見ていただこうと、10月から新しい業者と考えております。

松尾委員長 もう結構です。

中原副委員長 よろしいですか。

松尾委員長 はい。

中原副委員長 では、進行を委員長にお返しします。

松尾委員長 はい。進行を変わりました、松尾が変わります。

それでは、この件について質疑がないというように進めていきたいと。

中原副委員長 ちょっと、すみません、ちょっと確認・・・。

松尾委員長 分かりました。中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 すみません、今入札の話が出てきましたけど、9月までは随意契約で10月からは新たな事業者になるのか、同じ事業者が次の期間もということになるのかよく分かりませんが、これはもともと10月から次の事業者にという予定でしたっけね。大抵こういうのって年度ごとに選考作業を行ったりとか、あと入札の準備をしたりとか、何か年度途中、もともと年度途中に切り替えるということだったんですかね、忘れてしまったので教えてください。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 年度途中と言いますのは、予算が決まってから契約をしないといけないと契約担当のほうから言われておりますので、契約に関しましては4月以降、3月に入札はできないと聞いております。仕様書の作成に時間がかかる見込みです。

中原副委員長 分かりました。

松尾委員長 よろしいですか、中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。

松尾委員長 それでは、これで質疑を終了します。

以上で一般会計の歳出の質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 反対の方いらっしゃいませんね。

中原副委員長 反対ではありません。

松尾委員長 はい。

それでは、賛成の方で討論参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

中原副委員長 あっ、いないの。

竹原委員、委員さんから言ってもらわないと・・・私。

竹原委員 なるほど。

松尾委員長 はい、どちらからいきますか。

中原副委員長 委員の皆さんから。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 この一般会計当初予算の厚生委員会に付託分に関しまして賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

本日審議した中で大きな財源を伴うところでは、やはりバスの運行並びにごみ施設の更新並びに修理ということで、町長からも難しい判断をしながら何とかしていくという気持ちも聞くことができました。そして、その他小さなことですが、いろいろな話を聞かせていただいて、全体的に必要な経費だということが判断できましたので賛成とさせていただきます。

松尾委員長 続きまして、中原副委員長。

中原副委員長 本委員会に付託をされた来年度予算の案について賛同する立場で討論に加わりたいと思います。

子育て世帯への様々な支援策を年々拡充してこられている努力をまずは認めるところであります。

私立も含む幼稚園や保育所の給食費の無償化の継続や、国に先駆けて幼保無償化の一環となる第2子以降の保育料の無償化についても継続をされることが予算上確認させていただきました。

また、子ども医療費についても泉州地域においては、ほかの自治体に先んじてといえるところと考えられる18歳までの引上げを早くから行い、それを来年度においても継続されることが見て取れます。

不育治療については、助成額の補助額を5万円から10万円の倍増にするということについても大いに住民から喜ばれるところと思います。

さらに、コミュニティバスについては、来年度低床バスを導入することや、ルート延伸についても、それからバスの停留所の新設についても住民から、また利用者から喜ばれるところと思います。

また、質問を通じて、ごみ処理施設の広域化についての町長の考え方についても妥当であると感じて、聞かせていただきました。ごみの処理というのは基礎自治体の自治的な事務でありますから、それを単独でできる範囲はやっていこうという姿勢には賛同するものであります。

要望させていただきたいのは1点、ゼロから2歳の保育料についてであります。ほかの委員からも過去にも要望として出ておりますが、ゼロから2歳の保育料については、第2子は町独自で補助が行われておりますけれども、第1子、そして、

課税世帯については保護者をご負担されているということになっておりますので、できるだけ早く全ての子どもたちの保育料を無償にできるように前向きにご検討いただきたいと思っております。

一言最後に申し上げますのは、大阪府の福祉医療制度の、私は改悪だと考えておりますけれども、老人医療制度が完全廃止されるということも確認されたところであります。

ただこの点については、これまでも国等に町の姿勢を示し、要望してきた経過をお聞かせいただきましたし、経過措置の延長についても大阪府に要望していきたいということも確認をさせていただきました。その姿勢については敬意を表したいと考えるものでありますし、致し方ないと考えるものではありませんが、残念なのは町独自の救済策が何ら取られなかったということでもあります。

しかしながら、財政負担の問題もありますので、あまり無理は言えないかなということも理解しているものであります。

今後こういう負担の要望を続けていくということでもありますから、その努力を引き続き続けていただきたいと要望を申し上げて、賛同したいと思います。

松尾委員長 ほかに参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第6号のうち、本委員会に付託された案件は、可決されました。

議案第7号「令和3年度岬町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書195ページから234ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

そうしたら、中原副委員長。

中原副委員長 予算書205ページの一番初めの保険料に関わってお尋ねをいたします。

いつも来年度の保険料についてお聞かせをいただいておりますけれど、なかなか計算としては実際にはまだ先のことですので、いつも確定的なお答えはいただけませんが、見通しで分かっていることがあればお聞かせいただきたいと思えます。

大阪府の統一保険料が示されまして、その中身としては来年度については今年度と比較して、若干の引下げになると私は見ているんですけども、ただ今年度の保険料というのは、2018年度と比べるとかなり引き上げられているものがありますから、実態としては据置きに近い金額が標準保険料としては示されておりますけれども、過去に既に引き上げられているものが横滑りすると見るべきであろうと思えます。

来年度は岬町としては保険料がどうなるのかお聞きしておきたいと思うのが1点であります。

それから、以前子どもの均等割の減免について提案といいますか、質問したことがありましたけれども、その点についてご検討いただいたことがありましたらお聞かせいただきたいということと、それから、これは国の制度に端を発するものでありますけれども、保険料のコロナ減免、これが来年度も何らかの形で継続されるのかどうか、参考までにお聞きしておきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 副委員長の質問にお答えさせていただきます。

国保の保険料につきましては、平成30年度の法改正により、統一保険料率によって変わる事となっておりますが、制度改正初年度より市町村標準保険料率を用いることによって、加入者の保険料負担が増大しないよう、統一基準に合わせるための緩和措置を図ることができる期間として、令和5年度までの6年間を激変緩和措置期間としておるところでございます。本町におきましても大阪府が示す統一保険料率及び市町村標準保険料率を勘案しながら、緩和措置を講じることができるよう経過措置を設け、激変緩和措置期間中の保険料率については十分に検討し、決定してきたところでございます。

この激変緩和措置につきましては、事業費納付金算定時の保険料収納必要総額

を抑制するために、公費を活用して抑制が実施されてきたところでございますが、当該措置に該当する市町村の増加に伴い、令和2年度に改正された大阪府国民健康保険運営方針において対象を府内全市町村に全面拡大し、「国公費」「都道府県繰入金」及び「特例基金」の激変緩和措置財源を活用して、保険料率を算定し保険料を抑制していると聞き及んでいるところでございます。

これにより、令和3年度以降の保険料率につきましては、統一保険料率を勘案しながら被保険者の負担に配慮しつつ、十分に検討し決定していくところであります。

2点目の子どもに係る均等割額の軽減措置につきまして、大阪府広域化調整会議等で以前から多子減免については議論になっていたところですが、未就学児に係る均等割保険料の軽減措置について、令和4年度より施行する方向で国の検討が始まっていると聞き及んでおります。

制度改正により、当該軽減が適用されることとなった場合、本町においても適用することとなります。

なお、多子減免についても国において検討が始まっているので、これについて併せて制度として適応されれば同様に適応することになります。

松尾委員長 コロナ減免の件ですね。

堀口保険年金課長 3点目のコロナ減免に関しましては、一応来年度の予定はまだ聞き及んでおりません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 保険料についてなんですけど、十分に検討していただいていると思うんですけど、それからこれからかな、十分に検討いただくのはと思いますけど、激変緩和措置期間ですので、岬町独自で一定の努力ができると思いますけど、十分に検討していただいた結果、引下げは実現できそうなんですか、というのが1つと。

それから、予算書の221ページの一番下の人間ドック負担金に関わって、お尋ねをいたします。

まずは、実績をお聞きしたいと思うんですが、今年度の見込みを教えてくださいというのが1つです。人間ドックと脳ドックそれぞれ受診者数をお聞きしたいと思います。

それから、もう1つなんですが、これは補助の上限が1件当たり2万7,000円ということがずっと維持されてきていまして、それで、私はその増額を毎度毎度主張するんですけど、なかなかそうはなりません。ただ、予算としては、来年度も324万円確保されますよね。それで、ここ数年の実績を確認してみたんですけど、不用額が必ず出るようになっていましてよね。それはもちろん実際にはやってみないと何人の方がこの制度を利用されるか分からないというのがありますので、なかなか過去の実績に頼れない部分はありますけれど、毎年のように一定の不用額出ていることから見ますとね、この上限額の引上げ、1,000円でも、2,000円でも構わないと思うんですよね。1件当たりの上限額の引上げをご検討なさってはどうかと改めてお聞きしたいなと思っています。

お願いします。

松尾委員長 いかがでしょうか。

堀口課長。

堀口保険年金課長 2点目の人間ドックの実績をお答えさせていただきます。

人間ドック、令和3年2月末時点の実績ですが、人間ドック受診者数40件。

脳ドック受診者数15件となります。

松尾委員長 松本副理事

松本しあわせ創造部副理事 委員ご質問の件についてお答えをいたします。

まず、1点目の保険料の引下げのお話ですが、現在先ほど課長のほうがお答えさせていただいたように、経過措置期間ということで、毎年統一保険料で算定した場合の保険料と、今までどおりの町独自で算定した場合の保険料率を比較をしまして、加入者の方の負担にならないように保険料率の決定をまいりました。

あとまだ2、3年、経過措置終了まで残っておりますが、経過措置が終了した時点で最終的に統一保険料率に合わせないといけないという事情がございますので、今のところ医療費の上昇もまだ続いておりますし、大阪府全体の医療費が下がらないことには統一保険料率についても下がらないという事情もございますので、今後も加入者の方の負担にならないような形で検討を続けていきたいと考えております。

あと人間ドックの助成額でございますが、毎年不用額が出ているというお話で

すが、確かに不用額が出ているんですが、やはり健診の受診機会につきましては、加入者の方の健康を守る上で必要な措置でございますので、極力補助できる件数を減らさない形で予算の要求をさせていただいております。それで、より多くの方に人間ドックを受診していただくという機会をつくるためにも、件数を減らさないように予算取りをしている都合上、まだ今のところは上限を引き上げるかどうかというのは検討をさせていただいておりませんが、今後もし可能であればという話にはなるんですが、どうしてもやっぱり独自で補助をしていく形になってしまいますので、その分について財源が確保できるようであれば、検討材料として考慮していてもいいかなと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

そのほかの委員の皆さんで質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 反対の方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 賛成の方は。

中原副委員長。

中原副委員長 国民健康保険は、反対したり反対したり賛成したり反対したり反対したり反対したりしていますけど、今回は賛成したいと思います。

要員の一つは来年度の保険料について、結果としてどういう結果になるかわかりませんが、負担にならないように検討していきたいと、たしか1年前は引上げにならざるを得ないと思いますっていうことをおっしゃったと思います。今回は見通しが現時点で立たないのは仕方のないところですが、負担にならないよう検討したいということで、まあ引下げになるように期待をしたいということが一つであります。

それから、人間ドックについても、考え方としてより多くの方に受診してもらえようということで、財源もこの人間ドックの助成事業そのものの財源を増

やす気がないんだなというのは思ったんですけど、先ほどのお答えで、制度を利用された方が今年度については、恐らくコロナの影響もあるのかなと思うんですね、医療機関何かに行くことそのものがやはりハードルになりますので、利用者数がかくんと減っていますよね。ですので、そこからいうと不用額が発生するということにもなりますし、より多くの方に受診してもらえるように1件当たりの助成の金額を増やすべきだというのが私の考え方なんです。それはもう理解されていると思うんですけどね。ですので、ただまあこれまでは検討はほとんどされてこなかったと思うので、先ほどの答弁からしますと、今後もちろん財源との見合いでということではあります、検討そのものに対する意欲も示されたところですので、反対するには忍びないなと思ひまして、担当課の意欲的な答弁に期待をして賛同したいと思います。

松尾委員長 ほかに討論に参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第7号は、本委員会において、可決されました。

議案第8号「令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書235ページから255ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 予算書の244ページの保険料について確認させていただきます。

2年に1度の見直しがありますけれど、今年度と来年度で7期目ということだったのかなと思っています。それで、保険料は7期目の時点ですから、今年度の時点で引き上げられたんだったかなと記憶しておりますが、それを来年度につい

でも踏襲するということになるのか、念のため確認をさせてください。

それから、軽減措置についてお尋ねをいたします。これも3年間かけて今年度から段階的に縮減されるということだったと思いますけれども、このことに対して何らかの町としての努力できないものだろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

令和3年度につきましては、委員おっしゃっていただいたとおり第7期目となりますので、料率等々については据置きということになっております。

あと軽減措置のお話ですが、平成31年度から軽減率を段階的に見直すということで、次年度では全て本則という形で、保険料の軽減をされるというふうに聞いております。これにつきましては、以前より後期高齢者医療の保険料自身を市町村独自で算定をするということでありませんので、なかなか国庫補助で独自で補填をするというのは本会計だけで補填をするのは非常に厳しいものがあります。また、この分を町独自で補填をするということになりますと、当然一般会計からの補填で補うということになりますので、これについては法定外の繰入れということになってしまいますので、現実的ではないと考えております。

これにつきましては、国への要望事項としまして以前より要望させていただいておりますが、高齢者の方々が将来不安なくこの制度が続いていく限り制度の運営が持続できるような形と、高齢者の方が不安なく毎日医療を受けることができ、生活ができるような形で国からの財政支援を求めていくというふうな形で要望しております。今後も大阪府高齢者医療広域連合への資金交付による保険料の抑制について、他の市町村と足並みをそろえまして継続して、強く国に要望していきたいと考えております。

松尾委員長 よろしいですか。

中原副委員長 よくないけどいいです。

松尾委員長 それでは、ほかの委員の皆さん質疑ございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原副委員長 はい。

松尾委員長 反対ですか、賛成ですか。

中原副委員長 反対します。

松尾委員長 それでは、中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 反対というか、賛同いたしません。

さっきの答弁で、その保険料は据置きということをおっしゃって、確かに今年度から見ると据置きなんですけど、この7期というのは6期と比べると引き上げられているので、引き上げられた重い負担が残念ながら続くという意味なんです。

それでまあ私は繰り返し申し上げているように、この制度そのものが早くなくなるべきだと思っているんです。それで、お答えにあったとおり、次年度からは本則ということでこれまで低所得者に配慮されていた軽減措置があったんですけども、それもすっかりなくなってしまうということで、非常に重い負担に今後なっていくということが考えられますから、それが分かっている以上、そしてまた独自にそれへの救済の手だてが講じられないということも答弁の中で確認されたところから、賛同はできないと考えるものでございます。

松尾委員長 賛成の方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 ないですね。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、本委員会において可決されました。

議案第11号、「令和3年度岬町介護保険特別会計予算について」を議題とします。本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事長の説明を省略したいと思います。

予算書299ページから347ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 私から一点お願いします。

329ページです。一般介護予防事業ということで、節で言う12委託料、福祉課に関連しまして、地域介護予防活動支援等事業委託料と。298万1,000円、この内容について少し説明をいただきたいです。お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

こちらの事業は一般介護予防事業ということで、高齢者の方の介護予防に資する事業でございます。その中で委託料としまして、地域介護予防活動支援事業ということで、こちらにつきましては介護予防事業としまして、各種の教室を開かせていただいている委託料になります。

主な教室としましては、各地域で行っております音楽運動教室と、あとは地域の和歌山大学の方が開発した健康体操でありますワダイビクスの方への支援という形の内容を、ここで委託料として計上させていただいているところでございます。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 それでは、その音楽の運動というのとワダイビクスの活動について、現下として何かどれぐらいの参加があるとかいうのはつかまれているでしょうか。お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 私どものほうで把握してますのが、音楽教室につきましては現在港地区と、あとは淡輪の交流センター、そちらのほうでの事業を今のところ2か所で実施しておるとこのところ聞いております。

ワダイビクスの活動につきましては、本年度につきましてはなかなかコロナ禍の中、開催のほうが難しかったと聞いておりまして、何と言うんですか、なかなか活動ができてないというのは聞いてるんですけども、各自主活動につきましては、可能な限りそれぞれの地区でやっていただいていると聞いております。

こちらの委託料に掲載しておりますのは、和歌山大学に委託しての事業でござ

いますので、こちらにつきましては本年度コロナ禍においてちょっと実施することができなかったということでございます。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 もう少しだけ教えてもらいたいの、その和歌山大学の介護の専門分野のところで連携をしてということですが、私の立場とすると、そのワダイビクスに参加したいという地域の高齢者がかなり出まして、現時点ではコロナの関係で集まれてないとは聞いておりますが、するとなったらもう近くのさくら会館でもいっぱいになって、入れないぐらいの盛況ぶりだと聞いております。

また、各集会所なりでも実証をしていきたいという中で、やはりワダイビクスの指導員の育成とか、あと備品の購入とかに関しても、もっと積極的に投資をすべきだなと考えておりますが、その方向というのは、町の考え方も一緒でしょうか。お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 そうですね、ワダイビクスをされてる方、グループへの支援につきましては、今まで引き続きやってきてるところです。

和歌山大学のほうと委託してる事業につきましては、指導者の後任の方がなかなか難しい、いてないということで、ワダイビクスのほうからも聞いておりますので、そこにつきましては和歌山大学と協議させていただいて、指導者の育成の方法、何かいい方法はないかというところは協議のほうをさせていただいて、検討させていただいているところでございます。

備品購入につきましては、同じページの備品購入費の所用器具費の中に計上させていただいております、そちらの中でワダイビクスに使用可能ないわゆるステップ台ですね、そういったものも購入も例年通りの計上をさせていただいて、支援のほうをさせていただく方向で考えております。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 予算書309ページのこの特別会計についても、保険料について確認しておきたいと思います。

今年度は保険料が引き上げられまして、今年度じゃない、2018年度から3

年単位で考えていきますから、来年度は見直しされた保険料ということになるわけですが、来年度は実質据置きと聞いておりますが、そのように理解していいのかお聞きしたいというのが一点です。

それから、311ページの、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援事業に関わってお尋ねをいたします。

かねてからお聞きをしておりますが、チェックリストのみに基づいて総合事業を利用されている方の人数をお聞かせください。

それから、予算書の331ページ。目1包括的支援事業費の節12委託料、地域包括支援センター運営委託料についてお尋ねします。

過去に聞いたことがあったかもしれませんが、運営委託料が今年度から増額をされているんです。その理由は何だったか、もしかして過去に聞いたかもしれませんが、お尋ねをいたします。

質問はもうあと一項目なので、聞いてしまっておきたいと思います。

予算書333ページの款4、目5認知症総合支援事業費の節2給料、ここで一般職級二人ということになっているんですけど、認知症地域支援推進員という立場の方のお給料は、この二人のうち一人だというように考えていいのかお聞きしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 以上4点。

南課長。

南福祉課長 副委員長の質問にお答えさせていただきます。

まず保険料ですけども、令和3年度の介護保険料につきましては、この後の議案で介護保険料条例もございしますが、そちらでも提案のとおり令和3年度は令和2年度からの保険料と比べて据置きという形でさせていただいております。

2点目のチェックリストのみで総合事業を利用されている方の人数ですけども、令和3年3月1日現在6名いらっしゃいます。

次に、包括支援センター委託料の令和元年度から2年度以降増額している理由ということですけども、こちらにつきましては、令和2年度から町の任期付職員の処遇改善がございまして、給料面であるとか手当面にございまして処遇改善を図ったということで、人件費のほうはかなり上がりました。社会福祉協議会に包括支援センターのほうは委託しているんですけども、そちらの社会福祉協議会にお

いても契約社員につきましては、町の任期付職員に準じた形の処遇としておりますということから、その分の経費が委託料として増額した経費を上げさせていただいているところです。

最後の認知症総合支援事業費の給料の中の二人は、認知症地域支援推進員が含まれているかというところでございますが、こちらの二人につきましては、1名が正職員、1名が任期付職員となっております。今現在は任期付職員の方に認知症地域支援推進員を担っていただいておりますので、その方の分の人件費がこちらに1名含まれているというご理解で結構だと思います。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 チェックリストのみに基づいて、総合事業の利用をなさっている方が6人、これが少し増えているように思うんですけど、その時点、その時点で利用者数というのは増えたり減ったりすると思いますが、傾向として増えていると見ていいのか、増えたり減ったりしているという、平均したらあまり変わらないということなのかお聞きしたいのと、それから念のため改めてお聞きしますが、ご本人の意思はしっかりと尊重した上で、チェックリストのみに基づく利用が進められているのか確認をいたします。

それから、地域包括支援センターの運営委託料ですが、処遇が改善されるということで結構なんですけど、任期付職員とおっしゃられましたけれど、会計年度任用職員のことなんですか。私あんまりね、任期付職員というのはあんまりよく分らないんですよ、私ね。いろんな形で雇用されてますよね、町はね。その中の種類がいろいろあって、私よく分からないんですけど、会計年度任用職員がその処遇が改善されたというのは分かっているんですけど、この包括支援センターの運営委託料を考えると、人件費については任期付職員を基準に考えていくということになっているんでしょうか。その辺りをもう少しご説明いただきたいと思います。

それから最後にお答えをいただいた認知症地域支援推進員についてお尋ねいたします。

この役割を担っておられる推進委員の方については、2014年からこの認知症地域支援推進員という肩書で雇用されているというふうに思うんですけど、この方に果たしていただいている役割といいますか、結構大変じゃないかなと思う

んです。予算書の次のページを見たら、その認知症に関わるいろいろな事業が書かれておりますし、そういった事業で中心を担うないといけないのかなと思いつながら見せていただいていたたり、また医療関係だとか介護関係なんかのところいろいろな相談というか、連携なんかはかなり打合せとかもやってかないといけない状況にあるのかなと思うんですが、業務内容の主立ったものを教えていただきたいなと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 副委員長の質問にお答えいたします。

まず、総合事業の関係でチェックリストのみの利用人数が6人となったことが増えているというところですけども、増えたのはその時期によるものだというふうにご理解いただいたらいいかと思いますが、ただ運用方法につきましてはあくまで先に要介護認定・要支援認定の方を受けていただいた方が、更新の際にもう総合事業しか使わないということで本人の希望がありましたら、もう更新認定を受けられないということで、本人さんの意思を確認した上でチェックリストのみでの運用とさせていただいていることには変わりません。

松尾委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 任期付職員に簡単な説明ということなんですけども、そのもともと任期付職員、本町のほうにでも二十数名いてるんですけども、任期付職員ということで任期が限られているということなんですけども、法的には3年から5年の任期で職員のその資格とか、いろんな福祉系の専門の資格であるとか、いろんな特殊な経験をお持ちであるとか、そういう資格とか経験の実績を生かして、正職員に準じた待遇で任期を限って雇用されるというのが任期付職員という形にはなるんですけども、会計年度任用職員と比べて、公務員は公務員なんですけれども、どちらかといえば任期付職員のほうがより職員に近い、職員とほぼ同じ重責があるという意味合いになるかなと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 任期付職員につきましては、今の人事担当の廣田理事より説明があったとおりでございます。社会福祉協議会におきまして、包括支援センターのほうの事業を実施する際に、社会福祉協議会の正社員職員が1名とあとは社会福祉協議会の契約社員という形で任期を付けた形の社員を雇用していただいているということ

ろでございまして、その方を町の任期付職員に準じた取扱いという形で雇用しておるもので、そちらが委託料に連動した形で計上させていただいているものでございます。

3点目の認知症地域地域推進員の主な業務でございますが、認知症地域推進員につきましては、基本は認知症に関するいろんなサポートをする機関です。包括支援センターであるとか事業所、または病院とかケアマネジャーさんとか、認知症の方をつなぐ役割をしていただくのが地域支援推進員の業務だと思っております。そういった業務を地域へ出向いてやっていただいているということが主な業務と、あとは中のほうでこの予算のほうにも計上しております初期集中支援チームのサポートであるとか、研修会の開催とかいうことをやっていただいているということです。

松尾委員長 中原副委員長

中原副委員長 任期付職員について勉強になりました。

廣田理事のお話ですと、通常3年から5年で任期が限られているというようにおっしゃったかなと思うんですけど、お聞きした認知症地域支援推進委員についても、同じような任期の期間、3年から5年とかいうようになっているんでしょうか。当初この肩書の方を募集して配置し始めた頃は、任期が1年間だったのかなと思うんですけど、この仕事については現在も何と言うか、定めた任期があるんでしょうか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 町全体の任期付制度につきましては、私のちょっと範疇ではないので置いときます。今現在雇われている方につきましては、たしか昨年度、令和元年度をもって5年を迎えたということになりましたので、改めて公募をし直しまして、選定をし直した結果、たまたま同じ人が選任されて、本年度からまた1年目という形での雇用となっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということは、この認知症地域支援推進員という役割の方は、任期を5年とか限って雇うということにしておられるということですね。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 これは福祉課に限ったことではございませんので、福祉課だけじゃないんで

すけども、町の任期付職員の雇用の仕方としまして、雇用契約はあくまで1年、ただ雇用を始めたときから5年間は、継続して雇用するというような運用を続けているということでごつております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1年更新、最大5年という考え方ですね。なるほど、分かりました。

この認知症地域支援推進員という役割は、非常に取り分け岬町では大事な役割を担ってこられたであろうと思いますし、これからも大事になってくると思うんです。

それで今お聞きしたところだと、認知症に関するサポート、かなり幅広い活動ということになるのかなと聞いてて思ってたんですけど、実際には認知症の方のところへ行って、何かその必要な機関とマッチングするというか、紹介するというか、そんな活動が主なんですか。何かそんな印象を受けましたけれど、そういったこととか、あとは335ページにあるその認知症初期集中支援チームとか認知症の研修会を実施するときのサポートをなさると。大体こういったお仕事をさせていただいてるということなんですね。分かりました。

何かイメージが湧きにくくて、今聞いたところだところ現場にも行って、お困りのその認知症の方との対応もするし、あとそのどう言ったらいいのかな、いろんな計画を立てて何かを進めていくとかいうような、そういう組織だったこともなさるということで、非常に幅広い活動をしながら認知症対策に取り組んでおられるんだなあということがイメージできました。

どうもありがとうございます。分かりました。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長 討論はします。賛成はしません。

松尾委員長 反対ですね。そしたら、中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 賛成はいたしません。先ほど質疑でお聞きした総合事業についての運用

の考え方については、妥当な運用と考え方を持って進めておられるなということ
を改めて確認させていただいたところであります。

賛同できないと考える理由は、来年度から据置きということではありますけれども、今年度までの保険料が高かったものですから、据置きということではありますけれども、その高い保険料が維持されてしまうということから、賛成はできないと考えるものであります。

松尾委員長 賛成の方。

竹原委員。

竹原委員 この件に関しまして、介護保険の件に関しまして、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

質疑でもさせていただきましたように、地域の人たちが自分たちの健康をしっかりと推進していくために、地域ぐるみで実施している事業があったということと、また、社協さんを含め地域でいろいろな各種いろいろな団体を立ち上げて、地域のことは地域で解決できるようにコーディネートしていただいて、それがだんだんと地域に根差してきたのかなということが見える、これが大きな判断となりましたので、賛成とさせていただきます。

松尾委員長 ほかに討論に参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 はい。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 はい、挙手多数であります。

よって議案第11号は、本委員会において可決されました。

議案第17号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは質疑ございませんか。17号。

中原副委員長。

中原副委員長 今回の提案理由としては、税制改定に対応するものということかなという

ように理解をしております。

一転、自分なりに調べたんですけどやっぱりよく分からなかったことがあるので、お聞きしたいんですけど、未利用土地のこれは控除に関わるその税法上のどうか、税制上の改定に伴うものなんで、なんか国保と全然関係ないみたいな気がするんですけど、その未利用土地に関わって譲渡した場合の特例措置が設けられたりしたという税法上の改定に対応するものなんですけれど、その未利用土地というのがやっぱりイメージがよく分かんないんですよ。

例えば、岬町内にその未利用土地に該当するような土地があるのかなと。これはあれかな、もしかして相馬さんとかに答えてもらうのかしら。何か税金に関わることで何か国保に関わるんですけど、発端としては税制改正に伴うものなので、国保の担当の方にお答えいただくのが妥当かどうかよく分からないんですが、関連するからお聞きします。ここで言うところの未利用土地のイメージが湧くような、例えば岬町内のこんなところですよとか、そういうことがあればお聞きしたいという一点であります。

松尾委員長 どなたがお答え。

相馬部長。

相馬財政改革部長 未利用土地についてのご質問でございますけれども、参考資料の裏面にもありますとおり、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていないという状況でございます。その背景にありますのが、未利用土地の増加は、所有者不明土地の増加要因にもなっているといったことがございます。人口減少が進展して、利用ニーズが低下する土地が増加している状況の中で、これらの土地の多くは売却額が低いために、相対的に解体費などの譲渡費用の負担が重くのしかかっているということで、土地を売らずに空き地として放置し、未利用土地の増加が要因となっているという現状を踏まえまして、税制改正が行われたところでございます。

個人を対象に未利用土地を譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除するといった特例措置を創設するという内容になってございます。制度の内容はそのような状況ですが、ただ町内にそのような土地があるかないかについては、所有期間が5年を超えるといったことと、譲渡価額がその土地の上にある建物等も含めて、500万円以下の譲渡であることが前提となっております。

したがいまして、岬町においてどの場所というのはなかなかお答えしづらいという状況であることをご理解いただければと思います。

松尾委員長 副委員長、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、いいですか。

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

議案第18号「岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 お聞きするのは念のため確認しますが、特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）という施設が、岬町内にあるかないかお聞きしたいと思います。

頂いていた概要によりますと、今申し上げた施設の解説としては、事業所内保育事業というのも書いてありますので、該当するところがもしかしてあるのかなと思って、資料を改めて見ていたんですが、岬町内に現時点で対象となる施設があるかないかお尋ねします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 中原副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

岬町内に家庭的保育事業所、特定地域型保育事業所等があるかどうかということのご質問ですが、岬町内には現時点としては対象となる施設はございません。

松尾委員長 よろしいですか。中原副委員長。

はい。ほかに質疑ございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それではこれで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 反対です。

松尾委員長 それでは、どうぞ。

中原副委員長 私は石橋をたたいて渡り過ぎかもしれませんが、反対をしておきたいと思
います。

現時点では、対象となる施設が岬町内にはないということは、先ほど確認させて
いただいたところであります。ただ、これは内容からしまして概要に書いてあ
るとおりなんです。ゼロから2歳児までの児童が3歳になって卒園をするとい
うときに、次に行く先で受皿がきちんと確保されていないといけないわけなん
ですが、市町村が保護者の希望に基づいて次の施設をきちんと提供しますとい
うことになってる場合は、対象となる施設には、次に行く先を確保する必要はない
というふうに緩和をされてしまうものなんです。市町村が岬町の場合は、きちん
と保育に欠ける子どもの保育については確保するというでなさっておりますけ
れど、子どもにとっていいのは市町村もその努力をきちんとやるし、今行って
いる施設が卒園したら次に行く先についてもきちんと前の施設も努力をして確保
すると、保育に各子どもの保育先については、きちんと市町村がやってるから、
施設はもうその責任果たさなくていいですよというような緩和は、私はよくない
と思います。

実際にこのことによって不利益が生じるとか、そういうことはちょっと岬町に
おいては考えにくいとは思いますが、こういう意味での緩和は望ましくな

いというように考える立場から、賛同はできないと考えるものであります。

松尾委員長 賛成の方で参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第18号は本委員会において可決されました。

議案第19号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 賛成はいたしません。

松尾委員長 はいそれでは、中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 これは今回の提案についても、2つ前の議案のように税制の改定に基づくもの、また、保険者が不利益にならないようにその辺りの努力が講じられるものということは理解をするものでありますが、来年度予算の介護保険の特別会計で申し上げたとおり、来年度以降の保険料については既に値上げをされた保険料が据え置かれると。引下げができればよかったですけれど、高かったものがそのまま維持されるということになるという提案も兼ね備えられておりますので、賛同はできないと考えるものであります。

松尾委員長 ほかに討論に参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 はい。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって議案第19号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案10件については、全て議了しました。

続いて、案件2「その他」に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんでしょうか。

坂原委員。

坂原委員 長時間にわたってお疲れのところ恐縮ですが、2点ほど確認させていただきま

す。
今特に住民が気になっているワクチン接種のことですが、今回のこの委員会ではそのワクチン接種に関しては付託されませんでしたので、委員会の中でも聞けませんでした。ワクチン接種が今、テレビとかで盛んにいろいろ情報が氾濫しております。それを聞いた住民がすごく不安に思っているのですが、岬町においてはいつから本格的に始まるのかというのが、はっきりしたその情報がないので、皆、混乱してる状態です。そこで今分かっている、判明しているところですね、をお聞きしたいと思います。

高齢者が先行であるんですけど、まずその前に先にその医療従事者というのがありますので、町内にも医療従事者がおりますので、その家族もいてるということでもありますので、その町内のその医療従事者の関係いつ頃からどんな形で始まるのか、その次の高齢者というのはいつ頃からその本格的な接種が始まるのか。クーポン券の配布をいつ頃になるのかというような、今のところ現段階で分かっている範囲で結構ですので、お教え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 コロナワクチン接種に関してですが、これまで先日の全員協議会と一般質問、また令和2年度一般会計補正予算（第9次）の専決処分においても

説明させていただき、その後、今、坂原委員言われましたように医療従事者の接種につきましては、都道府県が実施主体となって、3月の8日、9日からの接種が始まっていると聞いております。

ただ、岬町の医療従事者がどのように接種されるかという具体的なところは、把握しておりませんので、何とも言えないんですが、医療従事者で希望される方については、順次接種されるものと思っております。

そこで、市町村が実施するワクチン接種につきましては、住民の方で65歳以上の高齢者の方の接種を市町村が実施することになります。

ただ、ワクチンの供給量がまだ具体的な数が正式に示されていない状況で、大阪府からは4月の第1週・第2週で入ってくるワクチンを、高齢者の人口割で各市町村に配布すると聞いています。

本格的にワクチンが入ってくるのは、4月26日の週のいずれかの日から本格的に供給されるとの情報があり、一箱、一箱には195瓶。(195バイアル)1バイアル5回接種分と計算しますと、975回分のワクチンがこの4月の26日の週に入ってくるだろう。そうなれば本格的に岬町が実施するワクチン接種につながるものと思っております。

今までも説明させてもらっていますように、高齢者の接種につきましては、医療機関の協力を得ながら個別接種で行いたいということで、今、医療機関との調整が順次進めていく必要があると認識をしております。

4月26日の週から始められると仮定して逆算しますと、接種券の配布時期につきましては、最初は3月下旬で想定をしていましたが、4月初旬にずれ込む見込みで、早い段階で接種券を配布して、まだ予約の取れない状況が続けば、問合せ等が多く出てきますので、本格的に実施する時期を見定めた上で、接種券の配布に努めていきたいと考えます。

接種券の印刷等は既に業者発注しておりまして、それまでには接種券が納品されることになっております。発送時期が決まり次第、速やかに送付できるような準備してまいりたいと思っております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 ありがとうございます。この件に関しては、日々刻々その事情が変わってきているので、その都度新しい情報を得たいと思って聞きました。

このワクチン接種に関してもそうですが、特にこのコロナに関連して周知方法をどうしているのかなと思うんですが、今のところは大体周知方法はホームページで岬日よりかな。その都度、何かまた急なことがあったら、その回覧板とかあると思うんですけど、特にこんなところと情報変わるようなことについては、リアルタイムで、そのすぐに伝わるようなものが必要かと思うんですけど、そういう意味でLINEの公式アカウントを岬町でもこれ使ったらどうかと思うんです。特にこの件なんかは、すぐに登録さえしてもらったら、すぐにこちらから情報流せると思うんで、それはいいのかなと思います。コロナ感染者数なんかも住民にしたら気になるところですけど、ホームページで開けば分かるけど、そこまでようせん人もいるし、あるので、LINEアカウントなんかは町で公式で取って、どんどん登録してもらったらどうかというように思うんです。実はややこしそうやけど、高齢者は結構今スマホ持っててLINEやってるんです。なので、高齢者にもこれはなじみやすいと思うんで、その辺どうでしょうか。これは誰が答えるのかな。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 LINE公式アカウントの件について、お答えさせていただきます。

岬町は既に準備を進めておりまして、2月の中旬にLINEのほうに公式アカウントの申請をしております。

ただ、通常であれば10営業日ぐらいで公式アカウントのIDを頂けるんですが、今各団体一斉に登録しておりまして、1か月以上かかるということで、LINEのほうから連絡をいただいている状況になっております。公式アカウントのIDが決まりましたら、すぐ住民の方には周知をさせていただきたいと考えております。LINEを使った今回のワクチンの情報とか、そういうものについてはまた担当とも連携しながら、発信してまいりたいと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その件は、それではよろしくお願いいたします。

あともう一点なんですが、これは去年の9月議会に私が決算のときに申し上げたんですけど、国保の関係です。保険年金課で手続ができなかったのも、計上できなかったというような報告がありました。それはその人手不足かなというように、そのときに僕が発言しましたが、ほんで次はもう今そういう現状があるな

らば、次はそうならないようにしていくべきだと提案といいますか、発言させてもらいました。

そこで、今この4月の年度変えの時期を迎えて、次の人事異動なんかもあると思うんですけど、今年は全く同じ体勢でいったら、また同じことになるのかなと思うので、その辺その人事の考え方ですね、人事はどうなってるのかとそこまでは聞いてませんが、その辺の少しは手厚くできてるのかなというその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 業務の進捗管理等の必要なマネジメントについては、各所属長のほうで行っているところですが、新たに取り組む事業が増えたとか、既に取り組んでる事業が終了したとかいう業務の増減に応じまして、適正な人事配置に努めているところですが、常に所属長とは情報共有を行いながら、人事のほうも把握しているところですが、今後につきましても継続して所属長との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 ちょっとそれじゃ足らんように思うんだけどね。それは毎年そうしてるのだと思うんですけど、そやけどできへんかった現実が前回あったわけですよ。そやから、その分何か手厚くしているのかなという、あえて聞いてるんですけど、その辺の答弁できないのか知らんけど、もう一度聞きます。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

業務量の増減等も考慮しながら、人事異動、人事の強化等を図ってまいりたいと思っております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 もちろんその一つのその課だけじゃなくて、もちろん全庁的にバランス見てそれはすべきだと思うんですけど、これからもきめ細かく現場を見ていただいて、その辺の配慮・手配をしていただくようお願いいたします。

松尾委員長 ほかの委員の皆さんで、その他についてありますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 なければ、本日の審議経過並びに結果については次の本会議において委員長

報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

これで厚生委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 4時45分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和3年3月10日

岬町議会

委 員 長 松 尾 匡